

I P 電話サービス契約約款

(揭示約款)

平成 29 年 4 月 1 日現在

株式会社ケイ・オプティコム

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 用語の定義	
第4条 通話以外の通信の取り扱い	
第2章 I P 電話サービスの品目	3
第5条 I P 電話サービスの品目	
第3章 I P 電話サービスの提供区域	4
第6条 I P 電話サービスの提供区域	
第4章 契約	5
第7条 契約の単位	
第8条 契約者回線の終端	
第9条 契約申込の方法	
第10条 契約申込の承諾	
第11条 I P 電話サービスの提供の承諾	
第12条 利用の休止	
第13条 電話番号	
第14条 請求による電話番号の変更	
第15条 品目の変更	
第16条 契約者回線の移転	
第17条 その他の I P 電話サービス契約内容の変更	
第18条 利用権の譲渡	
第19条 契約者が行う契約の解除	
第20条 当社が行う契約の解除	
第21条 契約者回線の提供ができなくなった場合の措置	
第22条 その他の提供条件	
第5章 付加機能	9
第23条 付加機能の提供	
第24条 付加機能の廃止	
第6章 回線終端装置などの提供など	10
第25条 回線終端装置などの提供	
第26条 回線終端装置の移転	
第27条 回線終端装置などの利用の中止	
第28条 端末設備の撤去	
第7章 回線相互接続	12
第29条 回線相互接続	

第8章 利用中止および利用停止	13
第30条 利用中止	
第31条 利用停止	
第9章 通話	14
第32条 発信者番号通知	
第33条 相互接続点との間の通話など	
第34条 通話利用の制限	
第34条の2 通話時間などの制限	
第35条 通話時間の測定など	
第36条 通話明細の記録	
第10章 料金など	16
第37条 料金および工事に関する費用	
第38条 月額料金の支払義務	
第39条 通話料金の支払義務	
第40条 工事費の支払義務	
第41条 手続きに関する料金の支払義務	
第42条 料金の計算など	
第43条 割増金	
第44条 延滞利息	
第45条 相互接続通話の料金の取り扱い	
第46条 協定事業者が定める相互接続通話の料金などの滞納通知	
第47条 協定事業者に係る債権の譲受など	
第11章 保守	19
第48条 契約者の維持責任	
第49条 契約者の切分責任	
第50条 修理または復旧の順位	
第12章 損害賠償	21
第51条 損害賠償	
第52条 免責	
第13章 雑則	23
第53条 他の電気通信事業者との利用契約の締結	
第54条 承諾の限界	
第55条 利用に係る契約者の義務	
第56条 利用の制限	
第57条 契約者からの契約者回線などの設置場所の提供など	
第58条 技術資料の閲覧	
第59条 契約者の電話番号の通知	
第60条 番号ポータビリティ	

第 61 条	電話帳および電話番号情報データベースへの登録	
第 62 条	電話番号案内	
第 63 条	電話番号案内料金の支払義務	
第 64 条	電報サービスの利用	
第 65 条	天気予報サービス、時報サービスおよび災害用伝言ダイヤルサービス	
第 66 条	契約者に係る情報の利用	
第 67 条	法令に規定する事項	
第 68 条	閲覧	
第 69 条	専属的合意管轄裁判所	
第 70 条	サービスの終了	
第 71 条	eoID の提供	
第 1 4 章	付帯サービス	27
第 72 条	付帯サービス	
別 表		28
	IP 電話サービスにおける基本的な技術事項	
別 記		29
1	IP 電話サービスの提供区域	
2	契約者の地位の承継	
3	契約者の氏名などの変更の届出	
4	契約者からの契約者回線および回線終端装置などの設置場所の提供など	
5	自営端末設備の接続	
6	自営端末設備に異常がある場合などの検査	
7	自営電気通信設備の接続	
8	自営電気通信設備に異常がある場合などの検査	
9	当社の維持責任	
10	通話料金明細内訳書の送付	
11	電話帳の普通掲載	
12	電話帳の掲載省略	
13	電話帳の重複掲載	
14	協定事業者の電話番号情報データベースへの登録に関する手続き	
15	新聞社などの基準	
16	他の電気通信事業者との利用契約の締結	
17	技術資料の項目	
18	削除	
19	転送できない電話番号	
料金表		34
通則		
第 1 表	料金	
第 1	基本料金	

第2 通話料金

第3 回線終端装置など使用料

第2表 工事に関する費用

第3表 事務手数料

第4表 附帯サービスに関する料金

第5表 端末設備の滅失・毀損に関する料金

附 則 62

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、I P 電話サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより I P 電話サービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、I P 電話サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 I P 電話網	主として通話の用に供することを目的として、インターネットプロトコルにより、伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 通話	おおむね 3 キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信
5 I P 電話サービス	I P 電話網を利用して行う電気通信サービス
6 I P 電話サービス取扱所	I P 電話サービスに関する業務を行う当社の事業所
7 I P 電話サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより I P 電話サービスを提供する当社の事業所
8 I P 電話サービス契約	当社から I P 電話サービスの提供を受けるための契約
9 I P 電話サービス契約者	当社と I P 電話サービス契約を締結している者
10 契約者回線	I P 電話サービス契約に基づいて I P 電話サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
11 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
12 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
13 電話アダプター	I P 電話サービスの音響の伝送を仲介するための機能を有する端末設備（当社が別に定める e o 光多機能ルーターレンタル規約により提供する e o 光多機能ルーターを含みます。）
14 自営端末設備	I P 電話サービス契約者が設置する端末設備
15 自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律

	第 86 号。以下「事業法」といいます。) 第 9 条の規定により登録を受けた者または事業法第 16 条の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。) 以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 相互接続点	当社と当社が別に定める電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
17 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している当社が別に定める電気通信事業者
18 契約者回線など	(1) 契約者回線および当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
19 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
20 I D	当社が I P 電話サービス契約者を識別するための英字または数字の組み合わせであって、当社が I P 電話サービス契約者に通知するもの
21 パスワード	I D との組み合わせにより、I P 電話サービスの付加機能または付帯サービスを利用するために必要な英字または数字の組み合わせ

(通話以外の通信の取り扱い)

第 4 条 I P 電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。

第 2 章 I P 電話サービスの品目

(I P 電話サービスの品目)

第 5 条 I P 電話サービスには、料金表第 1 表 (料金) に規定する品目があります。

第3章 I P 電話サービスの提供区域

(I P 電話サービスの提供区域)

第6条 当社の I P 電話サービスは、別記 1 に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第7条 当社は、契約者回線1回線ごとに1のI P電話サービス契約を締結します。

2 I P電話サービス契約者は、1のI P電話サービス契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第8条 当社は、I P電話サービス契約者が指定した場所内の建物または工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、I P電話サービス契約者と協議します。

(契約申込の方法)

第9条 I P電話サービスの契約の申し込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うI P電話サービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップその他当社所定の方法によりI P電話サービス契約の申し込みをするときは、この限りではありません。

(1) 契約申込者の氏名、生年月日など

(2) I P電話サービスの品目

(3) その他I P電話サービス契約申込の内容を特定するために必要な事項

ただし、契約申込者が所有または占有する敷地、家屋または構築物に、賃貸借人その他契約者回線の設置に関する利害に係る者（以下「利害関係人」といいます。）がいる場合には、契約申込者には、契約申込書のほかに、当社所定の書面により、利害関係人の承諾書を提出していただきます。

(契約申込の承諾)

第10条 当社は、契約の申し込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約の申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

(2) 申し込みのあつた契約者回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。

(3) 申し込みをした者がI P電話サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(4) 申し込みのあつた契約者回線の終端場所が、当社が別に定める設置対象基準に該当しないとき。

(5) その他I P電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、またはそのおそれがあるとき。

(6) 申し込みをした者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などにおいて、利害関係人がいる場合であつて、当社所定の書面による利害関係人からの承諾が得られないとき。

(I P電話サービスの提供の承諾)

第11条 I P電話サービスの提供を承諾した日とは、契約者回線に係る工事を完了した日（契約者回線に係る工事を必要としない場合は、当社がI P電話サービスの提供に必要な端末設備を送付した日）とします。なお、承諾した日の翌日より10日後（第60条（番号ポータビリティ）

の規定により、その承諾を受けた場合は、番号ポータビリティに係る工事を完了した日から10日以内の当社が別に定める日)をもってIP電話サービスの提供開始日とします。

(利用の休止)

第12条 当社は、IP電話サービス契約者から請求があったときは、IP電話サービスの利用の休止(契約者回線および付加機能の設定を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。なお、利用休止期間は、利用を休止した日から起算して1年間とします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用の休止の請求を承諾しないことがあります。

(1) IP電話サービスの提供を承諾した日から1年間を経過していないとき。

(2) IP電話サービスの利用を再開された日から1年間を経過していないとき。

(3) その他当社が指定する条件を満たさないとき。

3 利用休止は、IP電話サービス契約者が指定する1の契約者回線ごとに適用します。

ただし、当社の光ファイバーアクセスサービス契約(データモードの区分がプラン1またはプラン5に係るものに限ります。)を締結している場合には、当該IP電話サービス契約のみの利用休止の適用は行いません。

4 当社は、利用休止期間満了日までに、IP電話サービスの利用を休止したIP電話サービス契約者から利用再開の請求がない場合は、その翌日から利用再開の運用に変更して適用します。

(電話番号)

第13条 IP電話サービスに係る電話番号(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1号に規定する電気通信番号。以下「電話番号」とします。)は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

ただし、第60条(番号ポータビリティ)の規定による場合は、この限りではありません。

2 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことをIP電話サービス契約者に通知します。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理または復旧の順位)注書きの規定による場合は、電話番号を変更することがあります。

(請求による電話番号の変更)

第14条 IP電話サービス契約者は、電話番号を変更しようとするときは、IP電話サービス取扱所に対し、当社所定の方法によりその変更の請求をしていただきます。

2 第13条(電話番号)第1項により当社が定めた電話番号について、前項により電話番号の変更の請求があり、その請求がIP電話サービスの提供を承諾した日が属する月の翌月末までであった場合、第41条(手続きに関する料金の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第3表(事務手数料)に規定する手続きに関する料金の支払いを要しません。

3 当社は、前2項の請求があったときは、第10条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(品目の変更)

第15条 IP電話サービス契約者は、IP電話サービスの品目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 10 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の移転）

第 16 条 I P 電話サービス契約者は、契約者回線の移転を請求することができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 10 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の I P 電話サービス契約内容の変更）

第 17 条 当社は、I P 電話サービス契約者から請求があったときは、第 9 条（契約申込の方法）第 3 号に規定する I P 電話サービス契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 10 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用権の譲渡）

第 18 条 I P 電話サービス契約に係る利用権（I P 電話サービス契約者が I P 電話サービス契約に基づいて I P 電話サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により I P 電話サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができるものとします。また当社は、当社の判断において、当事者の連署または譲渡があったことを証明できる書類の添付を不要とすることがあります。

- 2 当社は、前項の規定により I P 電話サービス契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) I P 電話サービス契約に係る利用権を譲り受けようとする者が I P 電話サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(2) その I P 電話サービス契約に係る契約者回線を継続利用されないとき。

(3) その他当社が指定する条件を満たさないとき。

- 3 I P 電話サービス契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、I P 電話サービス契約者の有していた I P 電話サービスに係る権利および義務（第 47 条（協定事業者に係る債権の譲受など）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。）のうち当社が認める範囲に限り承継するものとします。なお、譲渡に関し当事者間で紛争が生じた場合は、譲受人の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

（契約者が行う契約の解除）

第 19 条 I P 電話サービス契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ I P 電話サービス取扱所に、当社所定の方法により通知していただきます。

（当社が行う契約の解除）

第 20 条 当社は、第 31 条（利用停止）の規定により I P 電話サービスの利用停止をされた I P 電話サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その I P 電話サービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、I P 電話サービス契約者が第 55 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項各号の規定のいずれかに違反する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められ

るときは、前項の規定にかかわらず、I P 電話サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定の他に技術上その他の理由でI P 電話サービスを提供することが著しく困難になった場合は、そのI P 電話サービス契約を解除することがあります。
- 4 当社は、I P 電話サービス契約者が、第16条（契約者回線の移転）により、契約者回線の移転の請求を行い、当社が第10条（契約申込の承諾）の規定に準じて承諾した場合であっても、当該契約者回線の移転の手続きの遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、そのI P 電話サービス契約を解除することがあります。
- 5 当社は、前4項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめI P 電話サービス契約者にそのことを通知します。
- 6 第1項から第4項の解除にあたり、I P 電話サービス契約者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、I P 電話サービス契約者が負担するものとします。
- 7 第1項および第2項によりI P 電話サービス契約の解除後、当社が別に定める期日までにその契約解除されたI P 電話サービスについて、I P 電話サービス契約者が解除の事由となったその事実を解消し、当社がその事実を確認する事ができ、かつ、I P 電話サービス契約者からのそのI P 電話サービスを継続して利用する申し出があり、当社が承諾した場合は、I P 電話サービスの料金その他の債務に加え、料金表 第3表に定める事務手数料の支払いを行う事により、その解除となったI P 電話サービス契約の契約内容を引き継ぎ、I P 電話サービスの利用を再開できるものとします。

（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

- 第21条 当社は、当社およびI P 電話サービス契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、その契約者回線に係るI P 電話サービス契約を解除することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により、そのI P 電話サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめI P 電話サービス契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

- 第22条 I P 電話サービス契約者に関するその他の提供条件については、別記2および別記3に定めるところによります。

第 5 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 23 条 当社は、I P 電話サービス契約者から請求があったときには、次の場合を除き、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1 (基本料金) 2 - 2 (付加機能利用料) に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した I P 電話サービス契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難であるなど、I P 電話サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の廃止)

第 24 条 当社は、その付加機能の提供を受けている I P 電話サービス契約者から、I P 電話サービス契約の解除または付加機能の廃止の申し出があった場合には付加機能を廃止します。

第 6 章 回線終端装置などの提供など

(回線終端装置などの提供)

- 第 25 条 当社は、料金表第 1 表第 3 (回線終端装置など使用料) の定めるところにより、I P 電話サービスに必要な回線終端装置および端末設備 (以下「回線終端装置など」といいます。) を提供します。
- 2 当社は、前項により提供する端末設備が、契約者回線に接続されている場合においてその状態の監視および I P 電話サービスの利用に必要な設定を遠隔にて行います。I P 電話サービス契約者は、これについて承諾していただきます。
- 3 I P 電話契約者の責めによる事由に基づき、端末設備を滅失、または毀損 (所有権の侵害を含みます。) した場合は、I P 電話契約者は当社に対して、料金表第 5 表第 1 (修復・補填費用) に定める費用を支払うものとします。ただし、当社の責めによる事由の場合は、この限りではありません。

(回線終端装置の移転)

- 第 26 条 当社は、I P 電話サービス契約者から請求があったときは、当社が提供する回線終端装置の移転を行います。

(回線終端装置などの利用の中止)

- 第 27 条 当社は、回線終端装置などの保守上または工事上やむを得ないときは、回線終端装置などの利用を中止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により回線終端装置などの利用を中止するときは、あらかじめそのことを I P 電話サービス契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 保守上または工事上やむを得ないときとは、I P 電話サービスの円滑な提供に支障がある場合もしくは支障が発生するおそれがある場合を含むものとし、当社が実施する回線終端装置などの交換などについて、I P 電話サービス契約者に承諾を求めることがあります。
- この場合、I P 電話サービス契約者は正当な理由がある場合を除き、その承諾をしていただきます。一定期間経過後もなおその承諾が得られない場合に回線終端装置などの利用の中止を実施します。

(回線終端装置などの撤去)

- 第 28 条 当社は、I P 電話サービス契約者が、第 19 条 (契約者が行う契約の解除)、第 20 条 (当社が行う契約の解除) または第 21 条 (契約者回線の提供ができなくなった場合の措置) の規定により、I P 電話サービス契約を解除したときは、当社の提供する回線終端装置を撤去します。
- ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。
- 2 I P 電話サービス契約者は、第 19 条 (契約者が行う契約の解除)、第 20 条 (当社が行う契約の解除) または第 21 条 (契約者回線の提供ができなくなった場合の措置) の規定により、I P 電話サービス契約を解除したときは、当社の提供する端末設備を、当社の I P 電話サービス取扱所に返還していただきます。
- ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。
- なお、I P 電話サービス契約者が端末設備を当社に返還する際に I P 電話サービス契約者の私物 (以下「契約者私物」といいます。) が同梱されていた場合であって、当社に契約者私物が届いてから 1 カ月以内に I P 電話サービス契約者から契約者私物の返却を求める通知がないときには、

当社は契約者私物を廃棄できるものとします。(ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります。)

- 3 IP電話サービス契約者が前項の返還義務の履行を怠った場合には、IP電話サービス契約者は当社に対し、料金表第5表第1（修復・補填費用）に定める費用を支払うものとします。

第7章 回線相互接続

(回線相互接続)

- 第29条 I P電話サービス契約者は、その契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社または当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を I P電話サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社が別に定める電気通信事業者の契約約款および料金表などによりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通話について、その品質を保証しません。
- 3 I P電話サービス契約者は、その接続について、第1項の規定により I P電話サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 I P電話サービス契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により I P電話サービス取扱所に通知していただきます。

第 8 章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第 30 条 当社は、次の場合には、I P 電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 34 条（通話利用の制限）の規定により、通話利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により I P 電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをホームページなどにて I P 電話サービス契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 保守上または工事上やむを得ないときとは、I P 電話サービスの円滑な提供に支障がある場合もしくは支障が発生するおそれがある場合を含むものとし、当社が実施する電気通信設備の工事などについて、I P 電話サービス契約者に承諾を求めることがあります。

この場合、I P 電話サービス契約者は正当な理由がある場合を除き、その承諾をしていただきます。一定期間経過後もなおその承諾が得られない場合に I P 電話サービスの利用の中止を実施します。

(利用停止)

第 31 条 当社は、I P 電話サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6 カ月以内で当社が定める期間（その I P 電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった I P 電話サービスに係る料金、工事に関する費用または割増金の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その I P 電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) I P 電話サービス契約に関して虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (3) 第 55 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (5) 契約者回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、端末設備など規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号。以下「技術基準」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定により I P 電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を I P 電話サービス契約者に通知します。

第9章 通話

(発信者番号通知)

第32条 契約者回線から契約者回線などへの通話(当社が別に定める通話を除きます。)については、発信者番号通知(発信者の電話番号を着信者の契約者回線などへ通知することをいいます。)を行います。

ただし、次の通話については、この限りではありません。

- (1) 通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話
- (2) 発信者番号非通知機能の提供を受けている契約者回線から行う通話(通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通話を除きます。)

2 前項の規定に係わらず、電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号に対して行う通話については、その発信電話番号など(発信電話番号、その通話の発信元に係るIP電話サービス契約者の氏名もしくは名称、並びに住所もしくは居所をいいます。)を着信先の契約者回線などへ通知します。

ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、人の生命、身体、自由または財産に対する危険が切迫していると認められ、かつ緊急通報受理機関から要請があった場合を除き、通知を行いません。

3 本条1項または2項の場合において、当社は、電話番号を着信者の契約者回線などへ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害賠償については、この約款中の第51条(損害賠償)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注) IP電話サービス契約者は、この条の規定などにより通知を受けた電話番号などの利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

(相互接続点との間の通話など)

第33条 相互接続点を經由する通話(以下「相互接続通話」といいます。)は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通話に限り行うことができるものとします。

2 相互接続を行うことができる地域(以下「接続対象地域」といいます。)は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(通話利用の制限)

第34条 当社は、通話が著しく輻輳し、通話の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。)以外のものによる通話の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線などへの通話を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 15 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

(通話時間などの制限)

第 34 条の 2 前条の規定による場合のほか、当社は、通話が著しく輻輳するときは、通話時間または特定の契約者回線などへの通話の利用を制限することがあります。

(通話時間の測定など)

第 35 条 通話時間の測定などについては、料金表第 1 表第 2 (通話料金) に定めるところによります。

(通話明細の記録)

第 36 条 I P 電話サービス契約者は、当社が通話時間の測定などのためにその通話の明細を記録することを承諾していただきます。

第 10 章 料金など

(料金および工事に関する費用)

第 37 条 当社が提供する I P 電話サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

(月額料金の支払義務)

第 38 条 I P 電話サービス契約者は、その I P 電話サービス契約に基づいて当社が I P 電話サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して契約の解除があった日（付加機能については、その廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表第 1（基本料金）および第 3（回線終端装置など使用料）に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「月額料金」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、I P 電話サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、I P 電話サービス契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、I P 電話サービス契約者は、次の場合を除き、I P 電話サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 I P 電話サービス契約者の責めによらない理由により、その I P 電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する I P 電話サービスについての月額料金
2 移転に伴って、I P 電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（I P 電話サービス契約者の都合により I P 電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備または電話番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算して、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P 電話サービスについての月額料金
3 当社の保守上または工事上やむを得ない事情により、回線終端装置などの交換もしくは電気通信設備の工事について、I P 電話サービス契約者にその交換もしくは工事について承諾を求めた場合であって、その承諾もしくは一定期間経過後もなおその承諾が得られない場合において、第 27 条（回線終端装置などの利用中止）および第 30 条（利用中止）の規定により、利用の中止を実施したとき。	利用できなくなった日から起算して、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P 電話サービスについての月額料金

3 当社の故意または重大な過失により I P 電話サービスを全く利用できない状態が生じた場合は、前項の規定は適用しません。

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた月額料金がすでに支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 第2項の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(通話料金の支払義務)

第39条 IP電話サービス契約者は、当社が測定した通話時間と料金表第1表第2(通話料金)の規定に基づいて算定した通話料金の支払いを要します。

ただし、付加機能などを利用して行った通話の通話料金については、料金表第1表第1(基本料金)または同表第2(通話料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 相互接続通話の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第45条(相互接続通話の料金の取り扱い)に規定するところによります。
- 3 IP電話サービス契約者は、通話料金について、当社の機器の故障などにより正しく算定することができなかった場合は料金表第1表第2(通話料金)に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、IP電話サービス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(工事費の支払義務)

第40条 契約の申し込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、IP電話サービス契約者は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取り消し(以下この条において「解除など」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、すでにその工事費が支払われているときは、当社はその工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除などがあった場合は、前項の規定にかかわらず、IP電話サービス契約者は、その工事に関して解除などがあったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

(手続きに関する料金の支払義務)

第41条 IP電話サービス契約者は、IP電話サービスに係る契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(事務手数料)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(料金の計算など)

第42条 料金の計算方法並びに料金、事務手数料および工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第43条 IP電話サービス契約者は、料金、事務手数料または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第44条 IP電話サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(相互接続通話の料金の取り扱い)

第 45 条 I P 電話サービス契約者は、相互接続協定に基づき当社または協定事業者の契約約款および料金表などに定めるところにより、相互接続通話に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、相互接続通話に係る料金の設定またはその請求については、当社または協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取り扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

(協定事業者が定める相互接続通話の料金などの滞納通知)

第 46 条 当社は、I P 電話サービス契約者が、第 45 条(相互接続通話の料金の取り扱い)の規定により、協定事業者が定める相互接続通話の料金のうち当社が請求することとなる料金を当社が定める支払期日までに支払わないときは、その契約者回線の電話番号およびその料金の支払いがない旨などを協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者に係る債権の譲受など)

第 47 条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している I P 電話サービス契約者は、その契約約款などに定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を当社が譲り受け、請求することを承認していただきます。この場合、当社および協定事業者は、I P 電話サービス契約者への個別の通知または債権譲渡の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する I P 電話サービスの料金とみなして取り扱います。

第 1 1 章 保守

(契約者の維持責任)

第 48 条 I P 電話サービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準に適合するように維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 49 条 I P 電話サービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、I P 電話サービス契約者から要請があったときは、当社は、I P 電話サービス取扱局において試験を行い、その結果を I P 電話サービス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、I P 電話サービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、I P 電話サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備には適用しません。

(修理または復旧の順位)

第 50 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 34 条（通話利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第 1 順位および第 2 順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 15 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）

3	第1順位および第2順位に該当しないもの
---	---------------------

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、故障または滅失した契約者回線について、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

第 1 2 章 損害賠償

(損害賠償)

第 51 条 当社は、I P 電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その I P 電話サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その I P 電話サービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、I P 電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額を上限として賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本料金）（ユニバーサルサービス料を除きます。）に規定する料金

(2) 料金表第 1 表第 2（通話料金）に規定する料金（I P 電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通話料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(3) 料金表第 1 表第 3（回線終端装置など使用料）に規定する料金

(4) 相互接続通話（料金設定事業者が当社以外のものとなる相互接続通話であって、その料金を当社が請求することとなるものに限ります。）に係る協定事業者の契約約款および料金表などに規定する通話料金（当社またはその通話に係る協定事業者の課金資料に基づき、第 2 号の場合と同様の方法により算出します。）

3 第 1 項の場合において、当社の故意または重大な過失により I P 電話サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(注 1) 本条第 2 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、I P 電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通話料金とします。

(注 2) 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第 52 条 当社は、I P 電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、I P 電話サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物などに損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、I P 電話サービス契約者が、第 25 条（回線終端装置などの提供）第 2 項により提供する端末設備（電話アダプター）以外の端末設備（電話アダプター）で I P 電話サービスを利用した場合、I P 電話サービスの品質について保障しません。また、この事実により発生するいかなる損害においても、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款などの変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、この条において「改造など」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造などに要する費用については負担しません。

ただし、端末設備などの接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（I P 電話サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定

の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造などを要する場合は、当社は、その改造などに要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 1 3 章 雑則

(他の電気通信事業者との利用契約の締結)

第 53 条 I P 電話サービスに係る契約の申し込みの承諾を受けた者は、別記 16 に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款および料金表などの規定に基づいて、その電気通信事業者と別記 16 に定める利用契約を締結したこととなります。

ただし、I P 電話サービスに係る契約の申し込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により利用契約を締結した I P 電話サービスに係る契約の申し込みの承諾を受けた者は、その契約者回線において該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款および料金表などに基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その I P 電話サービスに係る契約の申し込みの承諾を受けた者は、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款および料金表などに基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第 54 条 当社は、I P 電話サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難であるなど当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

(利用に係る契約者の義務)

第 55 条 I P 電話サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了通話を発生させるなど、通話の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品などを取り付けないこと。

(5) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) 第 25 条（回線終端装置などの提供）第 2 項により提供する端末設備（電話アダプター）以外の端末設備（電話アダプター）を利用しないこと。

2 I P 電話サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事などに必要な費用を支払っていただきます。

(利用上の制限)

第 56 条 I P 電話サービス契約者は、コールバックサービス（日本国内から日本国外へ発信する通

話を外国から発信する形態に転換することによって通話を可能とする形態の電気通信サービスを行います。以下同じとします。)のうち、次の方式のものを利用し、または他人に利用させる状態で通話を行ってははいけません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から日本国内宛に継続して通話の請求が行われ、I P 電話サービス契約者がコールバックサービスを行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサープレッション方式	その提供に際し、当社が通話に係る通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(契約者からの契約者回線などの設置場所の提供など)

第 57 条 I P 電話サービス契約者からの契約者回線および回線終端装置などの設置場所の提供などについては、別記 4 に定めるところによります。

(技術資料の閲覧)

第 58 条 I P 電話サービスにおける基本的な技術事項は、別表に定めるところによります。

2 当社は、当社が指定する I P 電話サービス取扱所において、I P 電話サービスを利用する上で参考となる別記 17 の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(契約者の電話番号の通知)

第 59 条 当社は、契約者回線から相互接続通話を行う場合に、その契約者回線の電話番号をその相互接続通話に係る協定事業者へ通知します。

2 I P 電話サービス契約者は、当社が別に提供する I P 電話サービスに係る業務の遂行のため、必要な範囲で I P 電話サービス契約者に係る情報を利用することについて承諾していただきます。

(注) I P 電話サービス契約者に係る情報を利用とは、当社が別に提供する I P 電話サービスとの通話料金の適用に係る情報のみとし、当社が別に提供する I P 電話サービスの契約者にその情報が連携されます。

(番号ポータビリティ)

第 60 条 I P 電話サービス契約者が、電話サービスの提供を受ける電話事業者を協定事業者から変更し、あらかじめ、当社に番号ポータビリティの申し込みをした場合において、その協定事業者から I P 電話サービス契約者に付与された電話番号(一般加入電話に限ります。)を変更することなく、当社の I P 電話サービスの提供を受けることができるようにします。ただし、次の場合はこの限りではありません。

(1) 番号ポータビリティを実施することが技術上困難なとき

(2) I P 電話サービス契約者が協定事業者と契約しているサービスの提供場所が変更となるとき

(3) 協定事業者の業務の遂行上支障があるとき

(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき

2 I P 電話サービス契約者は、前項の申し込みを行い当社がその承諾をしたときは、料金表第 3 表(事務手数料)に規定する事務手数料の支払いを要します。

(電話帳および電話番号情報データベースへの登録)

第 61 条 I P 電話サービス契約者は、別記 11 から 13 に定めるところにより、協定事業者の電話帳

への掲載手続きを請求することができます。

- 2 I P電話サービス契約者は、別記 14 に定めるところにより、協定事業者の電話番号情報データベースへの登録を請求することができます。

(電話番号案内)

- 第 62 条 I P電話サービス契約者は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の定めに基づく電話番号案内サービスを利用することができます。

(電話番号案内料金の支払義務)

- 第 63 条 I P電話サービス契約者が電話番号案内を利用した場合は、料金表に定める番号案内料の支払いを要します。

(電報サービスの利用)

- 第 64 条 I P電話サービス契約者は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の定めに基づく電報サービスを利用することができます。

- 2 I P電話サービス契約者は、前項の規定により電報サービスを利用した場合に生じた債権を当社が協定事業者から譲り受けることを承諾していただきます。この場合、当社は、I P電話サービス契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 3 前項の規定により当社が協定事業者から譲り受けた債権額は、協定事業者の料金表の定めに基づいて算定した額とし、その他の取り扱いについては、この約款の定めるところによります。

(注) 本条において当社が別に定める協定事業者とは、西日本電信電話株式会社とします。

(天気予報サービス、時報サービスおよび災害用伝言ダイヤルサービス)

- 第 65 条 当社は、次により天気予報サービス、時報サービスおよび災害用伝言ダイヤルサービスを提供します。

区別	内容	電話番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象または水象に関する気象情報を通知するサービス	1 7 7
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	1 1 7
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合などに、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生などを行うサービス	1 7 1

- 2 天気予報サービスおよび時報サービスは、1 の通話について、天気予報または時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通話を打ち切ります。

(契約者に係る情報の利用)

- 第 66 条 当社は、I P電話サービス契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付先などの情報を、当社または協定事業者の契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社または協定事業者の契約約款などの規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、I P電話サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、I P電話サービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第 67 条 I P 電話サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 5 から 9 に定めるところによります。

(閲覧)

第 68 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は I P 電話サービス取扱所において閲覧に供します。

(専属的合意管轄裁判所)

第 69 条 I P 電話サービス契約者と当社との間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(サービスの終了)

第 70 条 当社は、次の場合には、I P 電話サービスを終了することがあります。

(1) I P 電話サービスを提供するための当社電気通信設備の劣化などにより、安定した I P 電話サービスの提供ができない、またはできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。

(2) 当社が提供する他のサービスに伴い、I P 電話サービスの必要性が著しく低下したと当社が判断したとき。

(3) 経営上、技術上などの理由により I P 電話サービスが適正かつ正常な提供ができなくなりサービスの運営が事実上不可能になったとき。

(4) その他の理由で I P 電話サービスが提供できなくなったとき。

2 当社は、前項の規定により I P 電話サービスを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを停止する時期などを契約者に通知します。

ただし、第 17 条（その他の I P 電話サービス契約内容の変更）および別記 3（契約者の氏名などの変更）に規定する届出を怠ったことにより通知できない場合には通知を行ったものとみなします。

(eoID の提供)

第 71 条 当社は、I P 電話サービスの提供を承諾した場合は、I P 電話サービス契約者に対し、1 の eoID を提供します。ただし、既に eoID を保有している場合は、この限りではありません。

2 eoID の利用および取り扱いにかかる諸規定は、当社が別に定める eoID 利用規約において定めます。I P 電話サービス契約者は、eoID を取得した時点で eoID 利用規約に同意するものとします。

第 1 4 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 72 条 IP 電話サービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記 10 に定めるところによります。

別 表 I P 電話サービスにおける基本的な技術事項

第 25 条第 1 項により当社が提供する端末設備

区分	インターフェース条件
電話	アナログ電話 (RJ-11 6 ピンモジュラーコネクタ)
L A N	IEEE802.3 準拠 100BASE-TX または 10BASE-T (ISO 標準 8877 準拠 RJ-45 8 ピンモジュラーコネクタ)

別 記

1 I P 電話サービスの提供区域

I P 電話サービスの提供区域は、次に掲げる府県とします。

府 県 の 区 域
大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県の一部

ただし、当社の I P 電話網の構成上、上記表内であっても、I P 電話サービスの提供ができない地域があります。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続または法人の合併により I P 電話サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて I P 電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名などの変更の届出

- (1) I P 電話サービス契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに I P 電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 契約者からの契約者回線および回線終端装置などの設置場所の提供など

- (1) 契約者回線の終端にある構内（これに準ずる区域を含みます。）または建物内において、当社が契約者回線および回線終端装置などを設置するために必要な場所は、その I P 電話サービス契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が契約に基づき提供する回線終端装置などに必要な電気は、I P 電話サービス契約者から提供していただきます。
- (3) I P 電話サービス契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路などの特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) I P 電話サービス契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第 53 条第 2 項（同法第 104 条第 4 項において準用する場合を含む。）、同法第 58 条（第 104 条第 7 項において準用する場合を含む。）または同法第 65 条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P 電話サービス契約者は、事業法第 71 条の規定により、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) I P 電話サービス契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) I P 電話サービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合などの検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、I P 電話サービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。
この場合、I P 電話サービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準に適合していると認められないときは、I P 電話サービス契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) I P 電話サービス契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P 電話サービス契約者は、事業法第 71 条の規定により、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) I P 電話サービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) I P 電話サービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合などの検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 通話料金明細内訳書の送付

(1) 当社は、契約者回線に係る通話の料金明細内訳を記録している契約者回線について、I P電話サービス契約者から請求があったときは、通話料金明細内訳書を送付します。

(2) I P電話サービス契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表第1（通話料金明細内訳書の送付手数料）に規定する郵送料を含む料金の支払いを要します。

11 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、I P電話サービス契約者から請求があったときは、そのI P電話サービス契約者に係る当社が別に定める電話番号1番号ごとに電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア I P電話サービス契約者またはそのI P電話サービス契約者が指定する者の氏名、名称または称号のうち1

イ I P電話サービス契約者またはそのI P電話サービス契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1

ウ 契約者回線などの終端のある場所（契約者またはその契約者が指定する者の住所または居所による掲載の請求があった場合で、当社が契約者回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めたときは、その請求があった場所）

(2) I P電話サービス契約者は、1の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表第2（事務手数料の額）に規定する電話帳掲載手数料の支払いを要します。

(3) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(4) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載を行わないことがあります。

12 電話帳の掲載省略

(1) 当社は、次の場合に該当するときは、別記11（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。

ア 契約者回線などに通話の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、別記11（電話帳の普通掲載）の(1)のAからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号などを普通掲載として掲載することについてI P電話サービス契約者の承諾が得られない場合。

(2) 当社は、(1)に規定するほか、I P電話サービス契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

13 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、I P電話サービス契約者から、普通掲載のほか、別記11（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称もしくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）または商品名によ

る掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取り扱いを行わないことがあります。
- (4) I P電話サービス契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表第2（事務手数料の額）に規定する電話帳掲載手数料の支払いを要します。

14 協定事業者の電話番号情報データベースへの登録に関する手続き

- (1) 当社は、I P電話サービス契約者から当社が別に定める方法により、請求があったときには、そのI P電話サービス契約者の番号情報を電話番号情報データベース(電話帳掲載および番号案内に必要なI P電話サービス契約者の情報を収容するために協定事業者(西日本電信電話株式会社)に限り、)が設置するデータベース設備およびその附属設備をいいます。以下同じとします。)への登録に関する手続きを行います。
- (2) 本手続きに要する期間、その他の条件の取り扱いについては、その協定事業者の定めるところによります。

15 新聞社などの基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準をすべて備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

16 他の電気通信事業者との利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業者	締結する利用契約
西日本電信電話株式会社	電話サービス契約約款、電報サービス契約約款
N T Tコミュニケーションズ株式会社	電話等サービス契約約款に規定する電話等利用契約
K D D I 株式会社	電話サービス等契約約款に規定する第2種一般電話等契約
ソフトバンク株式会社	電話サービス等契約約款に規定する第2種デジタル中継電話サービスの第2種中継電話等契約 I S D Nサービス契約約款に規定する国際I S D N利用契約

17 技術資料の項目

自営電気通信設備および自営端末設備の接続条件

18 削除

19 転送できない電話番号

第1表(料金)2-2(付加機能利用料)(4)(転送電話機能)において、転送できない電話番号は次のとおりとします。

(1) 当社が別に定める「e o 光電話で接続いただけない電話番号」

(2) 1 X Y の3桁番号サービス

(3) 協定事業者が提供する着信課金電話サービス、統一番号サービス、および大量呼受付サービス

料 金 表

料 金 表

通則

第1表 料金

第1 基本料金

1 適用

2 料金額

2-1 月額基本料金

2-2 付加機能利用料

2-3 ユニバーサルサービス料

第2 通話料金

1 適用

2 料金額

第3 回線終端装置など使用料

1 適用

2 回線終端装置など使用料の額

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

2 工事費の額

第3表 事務手数料

1 適用

2 事務手数料の額

第4表 附帯サービスに関する料金

第1 通話料金明細内訳書の送付手数料

通 則

(料金表の適用)

- 1 I P 電話サービス契約に関する料金および工事に関する費用は、この I P 電話サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法など)

- 2 当社は、I P 電話サービス契約者がその契約に基づき支払う料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）は暦月に従って、また通話料金は料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。）に従って計算します。
- 3 I P 電話サービスまたは付加機能の提供の開始があったとき（当該月に、その提供の廃止があったときを除きます。）は、当社は提供を開始した日を含む当該料金月の月額料金を請求しません。
- 4 I P 電話サービス契約の解除、または付加機能の廃止があったときは、その解除または廃止した日の前日（解除または廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除または廃止の当日とします。）を含む当該料金月の月額料金を全額支払っていただきます。
- 5 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。ただし、品目の変更により月額料金の額が増加または減少したときは、その増加または減少があった日の属する暦月の翌暦月から適用します。
 - (2) 第 38 条（月額料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
- 6 5 の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 38 条（月額料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

- 8 I P 電話サービス契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関などにおいて支払っていただきます。
- 9 I P 電話サービス契約者は、料金および工事に関する費用については支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、I P 電話サービス契約者の承諾を得て、2 カ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 11 I P 電話サービスに関する料金額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、外国への通信に係る料金については、この限りではありません。

(注) この約款の規定により支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、この料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金などの臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金などの減免を行ったときは、I P 電話サービス取扱所に掲示するなどの方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容									
(1) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、I P電話サービスの料金を適用するにあたって、次表のとおり提供の形態による品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プラン1</td> <td>利用可能な電話番号の数が1のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2</td> <td>利用可能な電話番号の数が2のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>備考</p> <p style="text-align: center;">I P電話サービス契約者は、同一月において複数回のプラン変更の請求を行うことはできません。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	プラン1	利用可能な電話番号の数が1のもの	プラン2	利用可能な電話番号の数が2のもの	<p>備考</p> <p style="text-align: center;">I P電話サービス契約者は、同一月において複数回のプラン変更の請求を行うことはできません。</p>		
品 目	内 容									
プラン1	利用可能な電話番号の数が1のもの									
プラン2	利用可能な電話番号の数が2のもの									
<p>備考</p> <p style="text-align: center;">I P電話サービス契約者は、同一月において複数回のプラン変更の請求を行うことはできません。</p>										
(2) 削除	削除									
(3) 複合利用割引の適用	<p>ア 当社は、I P電話サービス契約者が当社の光ファイバーアクセスサービス（データモードの区分がプラン1またはプラン5に係るものに限ります。）または当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）、もしくは、当社が別に定める一般放送事業者（放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している場合には、そのI P電話サービス契約に係る基本料金について、2（料金額）2-1（月額基本料金）に規定する額から、次表に定める額を減額して適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">料金の減額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ1</td> <td>光ファイバーアクセスサービス契約（データモードの区分がプラン1またはプラン5に係るものに限ります。）を締結している場合</td> <td style="text-align: center;">1,039円 (税込額 1,122円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ2</td> <td>当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）を締結している場合または当社が別に定める一般放送事業者の一般放送の受信契約を締結している場合</td> <td style="text-align: center;">300円 (税込額 324円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	料金の減額 (月額)	タイプ1	光ファイバーアクセスサービス契約（データモードの区分がプラン1またはプラン5に係るものに限ります。）を締結している場合	1,039円 (税込額 1,122円)	タイプ2	当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）を締結している場合または当社が別に定める一般放送事業者の一般放送の受信契約を締結している場合	300円 (税込額 324円)
区 別	内 容	料金の減額 (月額)								
タイプ1	光ファイバーアクセスサービス契約（データモードの区分がプラン1またはプラン5に係るものに限ります。）を締結している場合	1,039円 (税込額 1,122円)								
タイプ2	当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）を締結している場合または当社が別に定める一般放送事業者の一般放送の受信契約を締結している場合	300円 (税込額 324円)								

	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1の契約者回線に限り1の割引を適用します。 2 タイプ1の割引を適用した契約者回線については、タイプ2との併用はできないものとします。 3 約款第12条(利用の休止)に規定する利用休止の適用を受けている場合は、複合利用割引は適用されません。 <p>イ 複合利用割引は、タイプ1にあつては、その条件を満たした日の属する暦月の当該暦月(I P電話サービス契約の申し込みと同時にその申し出があった場合は、その提供を承諾した日の属する暦月)、タイプ2にあつては、その条件を満たした日の属する暦月の翌暦月(I P電話サービス契約の申し込みと同時にその申し出があった場合は、その提供を承諾した日の属する翌暦月)から適用を開始し、暦月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、複合利用割引に係るI P電話サービス契約の解除またはアに規定する条件を満たさなくなった場合には、その翌暦月から複合利用割引を廃止します。</p> <p>(注) この欄のアに規定する当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。</p>								
(4) 利用の休止に係る料金の適用	<p>ア 当社は、I P電話サービス契約者からの請求により、I P電話サービスの利用の休止を承諾した場合は、その間、2(料金額)2-1に規定する月額基本料金に代えて、1の契約者回線ごとに次表の額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに</p> <table border="1" data-bbox="552 1066 1453 1294"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>品 目</th> <th>料金額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">月額基本料金</td> <td>プラン1のもの</td> <td>96円(税込額 103円)</td> </tr> <tr> <td>プラン2のもの</td> <td>191円(税込額 206円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	品 目	料金額(月額)	月額基本料金	プラン1のもの	96円(税込額 103円)	プラン2のもの	191円(税込額 206円)
区 分	品 目	料金額(月額)							
月額基本料金	プラン1のもの	96円(税込額 103円)							
	プラン2のもの	191円(税込額 206円)							
(5) ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア 当社は、I P電話サービスに係る電話番号および2(料金額)2-2(付加機能利用料)に規定するI P電話番号追加機能に係る電話番号について、1の電話番号ごとに、2(料金額)の2-3に規定するユニバーサルサービス料(電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。)を適用します。</p> <p>イ 当社はユニバーサルサービス料について、第38条(月額料金の支払義務)第2項第2号の規定にかかわらず、支払いを要しない料金の対象としません。</p> <p>ウ ユニバーサルサービス料の算定にあつては、通則3、4の規定に準じて取り扱います。</p>								

<p>(6)複数付加機能利用割引料金の適用</p>	<p>ア 当社は、次表に規定する条件に基づき同一の契約者回線の電話番号において複数の付加機能を同時に提供する場合は、2（料金額）2－2（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料の定めにかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p>									
	<p>1の電話番号ごとに</p>									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 55%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>e o 光電話パック3</td> <td>割込電話機能または複数通話機能、転送電話機能、および発信者番号表示機能のうち2以上の付加機能を同時に提供する場合</td> <td style="text-align: center;">400円 (税込額 432円)</td> </tr> <tr> <td>e o 光電話パック7</td> <td>割込電話機能または複数通話機能、転送電話機能、転送電話選択機能、発信者番号表示機能、非通知着信拒否機能、迷惑電話拒否機能、および指定番号着信選択機能のうち3以上の付加機能を同時に提供する場合</td> <td style="text-align: center;">600円 (税込額 648円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	料金額（月額）	e o 光電話パック3	割込電話機能または複数通話機能、転送電話機能、および発信者番号表示機能のうち2以上の付加機能を同時に提供する場合	400円 (税込額 432円)	e o 光電話パック7	割込電話機能または複数通話機能、転送電話機能、転送電話選択機能、発信者番号表示機能、非通知着信拒否機能、迷惑電話拒否機能、および指定番号着信選択機能のうち3以上の付加機能を同時に提供する場合	600円 (税込額 648円)
区 分	内 容	料金額（月額）								
e o 光電話パック3	割込電話機能または複数通話機能、転送電話機能、および発信者番号表示機能のうち2以上の付加機能を同時に提供する場合	400円 (税込額 432円)								
e o 光電話パック7	割込電話機能または複数通話機能、転送電話機能、転送電話選択機能、発信者番号表示機能、非通知着信拒否機能、迷惑電話拒否機能、および指定番号着信選択機能のうち3以上の付加機能を同時に提供する場合	600円 (税込額 648円)								
<p>備考</p> <p>1 1の契約者回線の電話番号ごとに1の割引料金を適用します。</p> <p>2 同時に提供する付加機能が割込電話機能または複数通話機能、転送電話機能、および発信者番号表示機能である場合は、e o 光電話パック3を適用します。</p>										
<p>イ 複数付加機能利用割引料金は、その条件を満たした日の属する暦月の翌暦月から適用を開始し、暦月単位で行います。</p>										
<p>ウ 複数付加機能割引料金の適用の条件を満たしたまま、いずれかの付加機能を廃止した場合は、その廃止した日の前日（廃止した日が提供を開始した日と同じ場合は、廃止の当日とします。）の属する暦月の付加機能利用料については前表に規定する額を上限とします。</p>										
<p>エ 複数付加機能利用割引料金の適用の条件を満たさなくなった日の前日（条件を満たさなくなった日が条件を満たした日と同日の場合は、その当日とします。）の属する暦月の付加機能利用料については前表に規定する額を上限とします。</p>										

2 料金額

2-1 月額基本料金

1 契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
プラン1のもの	1,039 円 (税込額 1,122 円)
プラン2のもの	1,800 円 (税込額 1,944 円)

2-2 付加機能利用料

	区 分	単 位	料金額 (月額)
(1) 発信者番号 非通知機能	IP電話サービスの契約者回線から ダイヤルして行う通話について、そ の契約者回線に係る電話番号を着信 先へ通知しないようにする機能	1の電話番号ごとに	無料
	備 考	1 通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通話を除きます。 2 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第11号に規定する緊 急通報に係る電気通信番号をダイヤルして行う通話については、第32条 （発信者番号通知）第2項の規定によります。 3 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任 を負いません。	
(2) 割込電話機 能	通話中に他者から着信があることを 知らせ、その契約者回線に接続され ている電話機のフックボタンなどの 操作により、現に通話中の通話を保 留し、その着信に応答して通話を行 った後再び保留中の通話を行うこと ができるようにする機能	1の電話番号ごとに	200 円 (税込額 216 円)
	備 考	1 1の契約者回線の電話番号ごとに1の機能を提供します。 2 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任 を負いません。 3 この機能は、当社が別に定める電話アダプター（当社が別に定めるe o 光多機能ルーターレンタル規約に基づき提供されるe o光多機能ルーター を除くものとします。）の提供を受けるIP電話契約者に限り提供します。 4 この機能の提供中に、当社との間に新たにe o光多機能ルーターレンタ ル契約が締結された場合は、この機能に代えて本表(3)に規定する付加機能 の利用契約を適用します。	

<p>(3) 複数通話機能</p>	<p>通話中に他者から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている電話機のフックボタンなどの操作により、現に通話中の通話を保留し、その着信に応答して通話を行った後再び保留中の通話を行うことができるようにする機能（本表(2)に規定する付加機能と同様の機能とします。）、およびその契約者回線に接続されている複数の電話機を用いて同時に2つの通話ができるようにする機能。</p>	<p>1の電話番号ごとに</p>	<p>200円 (税込額 216円)</p>
<p>(4) 転送電話機能</p>	<p>その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線など（当社と接続している電気通信事業者の契約者回線も含まれます）に自動的に転送する機能</p>	<p>1の電話番号ごとに</p>	<p>200円 (税込額 216円)</p>
<p>備考</p>	<p>1 1の契約者回線の電話番号ごとに1の機能を提供します。 2 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 3 この機能は、当社が別に定めるe o 光多機能ルーターレンタル規約に基づき、当社とe o 光多機能ルーターのレンタル契約を締結しているI P電話サービス契約者に限り提供します。</p>		
<p>備考</p>	<p>1 当社は、1の契約者回線の電話番号ごとに1の機能に提供します。 2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたるなど、通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。 3 この機能に関わる転送先の契約者などから、その転送される通話について間違い電話のため、その転送が行われないようにして欲しい旨の申し出があつて、当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 4 この機能に係る通話については、発信者からこの機能に係る契約者回線への通話とその契約者回線から転送先の番号への通話の2の通話として取り扱います。この場合の発信者の契約者回線から申込者の指定する場所への通話時間については、転送先に転送して通話ができる状態とした時刻から起算します。 5 この機能により、転送される条件および転送先電話番号については、当社が別に定める方法によります。 6 当社は、この機能（この欄の3項における当社が行う転送の中止を含みます。）を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 (注) 本備考第5項に規定する転送先電話番号について、転送できない電話番号は別記19に定めるものとします。</p>		

(5) 転送電話選択機能	その契約者回線に着信する登録された電話番号または登録されていない電話番号からの通話をあらかじめ指定された他の契約者回線（当社と接続している電気通信事業者の契約者回線も含みます。）に転送する機能	1の電話番号ごとに	200円 (税込額 216円)
備考	<p>1 当社は、転送電話機能を利用している契約者回線の電話番号ごとに、1の機能を提供します。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたるなど、通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。</p> <p>3 この機能に関わる転送先の契約者などから、その転送される通話について間違い電話のため、その転送が行われないようにして欲しい旨の申し出があつて、当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 この機能に係る通話については、発信者からこの機能に係る契約者回線への通話とその契約者回線から転送先の番号への通話の2の通話として取り扱います。この場合の発信者の契約者回線から申込者の指定する場所への通話時間については、転送先に転送して通話ができる状態とした時刻から起算します。</p> <p>5 この機能により、登録する電話番号、転送される条件および転送先電話番号の設定については、当社が別に定める方法によります。</p> <p>6 契約者がこの機能の提供を受けるとき、転送電話機能と同時に利用することはできません。転送電話選択機能を起動すると転送電話機能は停止します。</p> <p>7 当社は、この機能（この欄の3項における当社が行う転送の中止を含みます。）を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
(6) 発信者番号表示機能	この機能を利用する契約者回線へ通知される発信電話番号などを表示することができる機能	1の電話番号ごとに	200円 (税込額 216円)
備考	<p>1 当社は、1の契約者回線の電話番号ごとに1の機能を提供します。</p> <p>2 この機能を利用するにあたっては、発信電話番号などの表示ができる自営端末設備が必要となります。</p> <p>3 この機能と同時に、本表(2)または(3)に規定する付加機能の提供を受ける場合は、通話中に新たに着信した通話の発信者番号などを表示することが可能となります。</p> <p>4 当社は、この機能を利用する契約者回線へ通知される発信電話番号などを表示することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
(7) 非通知着信拒否機能	契約者回線へ発信電話番号が通知されない通話に対して、その発信電話番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に対応するもの	1の電話番号ごとに	200円 (税込額 216円)

	備考	<p>1 当社は、発信者番号通知機能を利用している契約者回線の電話番号ごとに、1の機能を提供します。</p> <p>2 当社は、発信電話番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>3 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
(8) 迷惑電話拒否機能		迷惑電話を防止したい旨の申し出があったIP電話サービス契約者に、その契約者回線への直前の着信の加入電話の電話番号について、以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う機能	1の電話番号ごとに	200円 (税込額 216円)
	備考	<p>1 当社は、1の契約者回線の電話番号ごとに1の機能を提供します。</p> <p>2 この機能の登録可能番号数は、30とします。また、登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。</p> <p>3 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線などからの着信に対しておことわりする旨を案内する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守上または工事上、その他やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。</p> <p>5 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線などからの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
(9) 指定番号着信選択機能		契約者があらかじめ登録した番号または登録した番号以外の番号からの着信のみを通信可能にする機能	1の電話番号ごとに	200円 (税込額 216円)
	備考	<p>1 当社は、1の契約者回線の電話番号ごとに1の機能を提供します。</p> <p>2 この機能による指定する番号の登録、変更または削除については、当社が別に定める方法により行っていただきます。</p> <p>3 この機能による登録可能番号数は、30とします。</p> <p>4 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
(10) 削除				
	備考			
(11) IP電話番号追加機能		IP電話番号(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第10条第2号に定める電気通信番号。以下同じとします。)を提供する機能	1のIP電話番号ごとに	267円 (税込額 288円)

備考	<p>1 当社は、契約者回線に定める1の電話番号につき1のIP電話番号を提供します。</p> <p>2 IP電話番号からの発信は、当社が別に定めるIP電話番号への発信に限り可能です。</p> <p>3 この機能を利用した電話番号から、前記の当社が別に定めるIP電話番号へは発信できません。</p> <p>4 本表(1)～(9)に規定する各付加機能を利用する電話番号にこの機能によりIP電話番号を追加した場合は、そのIP電話番号からの発信または、そのIP電話番号への着信についても各付加機能の利用が可能となります。</p> <p>5 その他の事項については、第13条（電話番号）、第14条（請求による電話番号の変更）、第32条（発信者番号通知）、第46条（協定事業者が定める相互接続通話の料金などの滞納通知）、第50条（修理または復旧の順位）および第59条（契約者の電話番号の通知）に準ずるものとします。</p> <p>6 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
----	--

2-3 ユニバーサルサービス料

単 位	料金額 (月額)
1の電話番号ごとに	2円 (税込額 2.16円)

第2 通話料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 通話時間の測定など	<p>ア 通話時間は、双方の契約者回線などを接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者からの通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通話の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通話時間には含みません。</p> <p>(1) 回線の故障など発信者または着信者の責任によらない理由により、通話中に一時通話ができなかった時間</p> <p>(2) 回線の故障など発信者または着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったときは、料金表第1表第2（通話料金）に規定する秒数に満たない端数の通話時間</p> <p>(3) 当社が別に定める電気通信回線への通話時間</p>
(2) 通話料金の算定	<p>ア 通話料金は、1の通話について、2（料金額）に規定する秒数までごとに算定します。</p> <p>ただし、次の通話については、この料金の算定は行いません。</p> <p>(1) 契約者回線の相互通話、および契約者回線から当社が別に定める電気通信回線への通話</p> <p>(2) 付加機能としてIP電話番号追加機能を利用した契約者回線から当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話</p>
(3) 当社の機器の故障などにより正しく算定できなかった場合の通話料金の取り扱い	<p>当社の機器の故障などにより正しく算定できなかった場合の通話料金の取り扱いは、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障などにより正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障などがあつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外のとき</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
(4) 番号案内に係る料金の適用	<p>ア 番号案内に係る料金額は、当社および協定事業者のサービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、2（料金表）6（電話番号案内料金に係るもの）に定める額を適用します。</p> <p>イ 番号案内に係る料金の免除に係る取り扱いおよび番号案内料金の支払いを要しない場合の取り扱いについては、協定事業者の契約約款などの規定に準じて取り扱います。</p>

<p>(5) 通話に関する料金の減免</p>	<p>ア 次の通話については、第 39 条（通話料金の支払義務）第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>(1) 緊急通報に関する電話番号（110、118または119）への通話</p> <p>(2) 電気通信サービスに関する問い合わせ、申し込みなどのためにそれぞれの業務を行う、当社が指定した電話番号への通話</p>
------------------------	---

2 料金額

(1) (2)～(7)以外のもの

区 分	単 位	料金額
大阪府, 京都府, 兵庫県, 奈良県, 滋賀県, 和歌山県, 福井県への通話	1の通話につき通話時間 180秒までごとに	7.4円 (税込額 7.99円)
上記以外の地域への通話		8円 (税込額 8.64円)

(2) 携帯・自動車電話事業者への通話に係るもの

単 位	料金額
1の通話につき通話時間 60秒までごとに	18円 (税込額 19.44円)

(3) PHS事業者への通話に係るもの

単 位	料金額
1の通話につき通話時間 60秒までごとに	20円 (税込額 21.6円)

(4) IP電話番号への通話に係るもの

区 分	単 位	料金額
当社が別に定めるIP電話番号への通話であって、IP電話番号以外の電話番号より発信を行うもの	1の通話につき通話時間 180秒までごとに	8円 (税込額 8.64円)
当社が別に定めるIP電話番号への通話であって、IP電話番号より発信を行うもの	1の通話につき通話時間 180秒までごとに	7.4円 (税込額 7.99円)

(5) 電話番号案内料金に係るもの

単 位	電話番号案内料金の額
1の電話番号案内ごとに	200円 (税込額 216円)

(6) 災害用伝言ダイヤルに係るもの

単 位	料金額
1の通話につき通話時間 180秒までごとに	30円 (税込額 32.4円)

(7) 外国への通信に係るもの

地 域	1の通信につき通信時間 60秒までごとに次の料金額
アイスランド共和国	33円
アイルランド	22円
アゼルバイジャン共和国	77円
アセンション島	297円
アソレス諸島	44円
アフガニスタン	83円
アメリカ合衆国 (アラスカおよびハワイを除きます。)	6円

アラスカ	6円
アラブ首長国連邦	83円
アルジェリア民主人民共和国	55円
アルゼンチン共和国	55円
アルバ	66円
アルバニア共和国	154円
アルメニア共和国	77円
アンギラ	88円
アンゴラ共和国	50円
アンティグア・バーブーダ	83円
アンドラ公国	22円
イエメン共和国	83円
イスラエル国	39円
イタリア共和国	22円
イラク共和国	227円
イラン・イスラム共和国	83円
インド	77円
インドネシア共和国	44円
ウガンダ共和国	55円
ウクライナ	55円
ウズベキスタン共和国	77円
ウルグアイ東方共和国	66円
英領バージン諸島	55円
エクアドル共和国	66円
エジプト・アラブ共和国	83円
エストニア共和国	39円
エチオピア連邦民主共和国	94円
エリトリア国	83円
エルサルバドル共和国	50円
オーストラリア	19円
オーストリア共和国	33円
オマーン国	83円
オランダ王国	22円
オランダ領アンティール	121円
ガーナ共和国	77円
カーボベルデ共和国	83円
ガイアナ協同共和国	110円
カザフスタン共和国	44円
カタール国	83円
カナダ	6円
カナリア諸島	39円
ガボン共和国	77円

カメルーン共和国	83円
ガンビア共和国	77円
カンボジア王国	66円
ギニア共和国	77円
ギニアビサウ共和国	176円
キプロス共和国	83円
キューバ共和国（グアンタナモを除きます。）	154円
キュラソー島	121円
ギリシャ共和国	50円
キリバス共和国	105円
キルギス共和国	77円
グアテマラ共和国	55円
グアドループ島	94円
グアム	17円
グアンタナモ	154円
クウェート国	83円
クック諸島	121円
グリーンランド	99円
クリスマス島	19円
グルジア	77円
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	19円
グレナダ	88円
クロアチア共和国	55円
ケイマン諸島	110円
ケニア共和国	83円
コートジボワール共和国	83円
ココス・キーリング諸島	19円
コスタリカ共和国	39円
コモロ・イスラム連邦共和国	83円
コロンビア共和国	50円
コンゴ共和国	110円
コンゴ民主共和国	99円
サイパン	33円
サウジアラビア王国	83円
サモア独立国	187円
サントメ・プリンシペ民主共和国	198円
ザンビア共和国	77円
サンピエール島・ミクロン島	55円
サンマリノ共和国	77円
シエラレオネ共和国	83円
ジブチ共和国	198円
ジブラルタル	66円

社会主義人民リビア・アラブ国	77円
ジャマイカ	83円
シリア・アラブ共和国	83円
シンガポール共和国	28円
ジンバブエ共和国	77円
スイス連邦	22円
スウェーデン王国	22円
スーダン共和国	77円
スペイン	39円
スペイン領北アフリカ	39円
スリナム共和国	88円
スリランカ民主社会主義共和国	77円
スロバキア共和国	50円
スロベニア共和国	50円
スワジランド王国	50円
赤道ギニア共和国	77円
セネガル共和国	83円
セルビア	55円
セントクリストファー・ネイビス	83円
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	88円
セントヘレナ島	297円
セントマーチン島	44円
セントルシア	88円
ソマリア民主共和国	220円
ソロモン諸島	374円
タークスおよびカイコス諸島	55円
タイ王国	44円
大韓民国	28円
台湾	28円
タジキスタン共和国	121円
タンザニア連合共和国	83円
チェコ共和国	50円
チャド共和国	77円
中央アフリカ共和国	121円
中華人民共和国	28円
チュニジア共和国	77円
朝鮮民主主義人民共和国	253円
チリ共和国	39円
ツバル	154円
デンマーク王国	33円
ドイツ連邦共和国	19円
トーゴ共和国	83円

トケラウ諸島	1 6 5 円
ドミニカ国	7 7 円
ドミニカ共和国	3 9 円
トリニダード・トバゴ共和国	5 5 円
トルクメニスタン	6 6 円
トルコ共和国	5 0 円
トンガ王国	8 8 円
ナイジェリア連邦共和国	8 3 円
ナウル共和国	2 0 9 円
ナミビア共和国	8 3 円
ニウエ	1 7 6 円
ニカラグア共和国	5 5 円
ニジェール共和国	7 7 円
ニューカレドニア	5 5 円
ニュージーランド	3 9 円
ネパール王国	7 7 円
ノーフォーク島	1 6 5 円
ノルウェー王国	2 2 円
バーレーン国	8 3 円
ハイチ共和国	8 3 円
パキスタン・イスラム共和国	7 7 円
バチカン市国	2 2 円
パナマ共和国	5 5 円
バヌアツ共和国	1 2 1 円
バハマ国	1 4 3 円
パプアニューギニア	1 3 2 円
バミューダ諸島	5 5 円
パラオ共和国	1 4 3 円
パラグアイ共和国	6 6 円
バルバドス	8 3 円
パレスチナ	5 5 円
ハワイ	6 円
ハンガリー共和国	3 9 円
バングラデシュ人民共和国	7 7 円
東ティモール	2 9 7 円
フィジー共和国	5 5 円
フィリピン共和国	3 4 円
フィンランド共和国	2 2 円
ブータン王国	7 7 円
プエルトリコ	3 9 円
フェロー諸島	6 6 円
フォークランド諸島	1 2 1 円

ブラジル連邦共和国	29円
フランス共和国	19円
フランス領ギアナ	55円
フランス領ポリネシア	55円
ブルガリア共和国	55円
ブルキナファソ	83円
ブルネイ・ダルサラーム国	55円
ブルンジ共和国	77円
米領サモア	55円
米領バージン諸島	22円
ベトナム社会主義共和国	88円
ベナン共和国	83円
ベネズエラ・ボリバル共和国	66円
ベラルーシ共和国	66円
ベリーズ	55円
ペルー共和国	44円
ベルギー王国	22円
ポーランド共和国	44円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	66円
ボツワナ共和国	83円
ボリビア共和国	55円
ポルトガル共和国	44円
香港	28円
ホンジュラス共和国	55円
マーシャル諸島共和国	66円
マイヨット島	55円
マカオ	66円
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	66円
マダガスカル共和国	132円
マディラ諸島	44円
マラウイ共和国	77円
マリ共和国	50円
マルタ共和国	50円
マルチニーク島	55円
マレーシア	28円
ミクロネシア連邦	88円
南アフリカ共和国	83円
南スーダン共和国	88円
ミャンマー連邦	66円
メキシコ合衆国	39円
モーリシャス共和国	77円
モーリタニア・イスラム共和国	83円

モザンビーク共和国	83円
モナコ公国	22円
モルディブ共和国	88円
モルドバ共和国	66円
モロッコ王国	77円
モンゴル国	44円
モンセラット	83円
モンテネグロ	66円
ヨルダン・ハシミテ王国	83円
ラオス人民民主共和国	66円
ラトビア共和国	66円
リトアニア共和国	66円
リヒテンシュタイン公国	88円
リベリア共和国	83円
ルーマニア	66円
ルクセンブルク大公国	39円
ルワンダ共和国	83円
レソト王国	77円
レバノン共和国	83円
レユニオン	55円
ロシア連邦	44円
ワリス・フテユナ諸島	429円
イリジウム16	385円
インマルサット Aero	825円
インマルサット BGAN	660円
インマルサット FBB	660円
インマルサット BGAN-HSD	1,430円
インマルサット FBB-HSD	1,430円
スラーヤー	275円
EMSAT	770円
グローバルスター	770円
オーストラリア OPTUS VIRTUAL	33円
MCP	385円
備考	
<p>外国への通信の取り扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款などにより制限されることがあります。</p>	

第3 回線終端装置など使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 回線終端装置に係る料金の適用	<p>ア 当社は、I P電話サービス契約者に回線終端装置を提供します。ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) I P電話サービス契約者が、すでに当社の光ファイバーアクセスサービスの契約を締結している場合</p> <p>(2) 当社の光ファイバーアクセスサービスと同時にI P電話サービスを申し込まれた場合</p> <p>イ 回線終端装置に係る使用料については、2（料金額）2－1に規定する月額基本料金に含まれます。</p>
(2) 端末設備に係る料金の適用	<p>ア 当社は、I P電話サービス契約者に、端末設備（電話アダプター）を提供します。</p>

2 料金額

区 分		単 位	料金額（月額）
端末設備使用料	プラン1に係るもの	1台ごとに	286円（税込額 308円）
	プラン2に係るもの		381円（税込額 411円）

（注）e o光多機能ルーターを用いて本サービスをご利用の場合は、同ルーターが有するe o光電話アダプター機能の利用料とします。

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定	ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線、交換機および回線終端装置において、1の工事ごとに適用します。						
(2) 契約者回線など工事費の適用	ア 契約者回線などの設置に係る工事、契約者回線などの廃止に係る工事は、次の場合に適用します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工事費などの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約者回線などの設置に係る工事</td> <td>当社が提供する契約者回線などの設置の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 契約者回線などの廃止に係る工事</td> <td>当社が提供する契約者回線などの廃止の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	工事費などの適用	ア 契約者回線などの設置に係る工事	当社が提供する契約者回線などの設置の場合に適用します。	イ 契約者回線などの廃止に係る工事	当社が提供する契約者回線などの廃止の場合に適用します。
区 分	工事費などの適用						
ア 契約者回線などの設置に係る工事	当社が提供する契約者回線などの設置の場合に適用します。						
イ 契約者回線などの廃止に係る工事	当社が提供する契約者回線などの廃止の場合に適用します。						
(3) 割増工事の適用	ア 当社は、次の工事を行った場合は、2（工事費の額）に別に算定する実費を加算して適用します。 (ア) 引込柱以降における建柱、または管路工事など (イ) 無電柱化地域に係る工事 (ウ) 集合住宅に係る工事 (イ) その他当社が別に定める工事						
(4) 工事費の減額適用	ア 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次の場合には、2（工事費の額）(1)（契約者回線などの設置に係る工事）に規定する額に0円を適用します。 (1) IP電話サービスと光ファイバーアクセスサービスの契約申し込みを同時に行う場合 (2) 当社の光ファイバーアクセスサービス契約を締結している者がIP電話サービスの契約申込を行う場合 イ 削除 ウ 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様などを勘案してその工事費の額を減額して適用することがあります。						

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
(1) 契約者回線などの設置に係る工事	1の工事ごとに	27,000円 (税込額 29,160円)
(2) 契約者回線などの廃止に係る工事	1の工事ごとに	別に定める実費

(注)上記工事、および契約者回線などの設置に伴い、特別な工事を要する場合には、1（工事費の適用）(3)（割増工事の適用）で定める費用を支払っていただきます。

第3表 事務手数料

1 適用

区 分	内 容
(1) 契約申込に係る料金の適用	<p>ア I P電話サービス契約の申し込みをし、その承諾を受け、かつ、当社が行う契約者回線などの設置場所の調査をしたときに契約事務手数料を適用します。ただし、宅内調査の結果、追加工事発生などの理由により契約の解除をお申し出いただいた場合は、この限りではございません。</p> <p>なお、そのI P電話サービス契約の申し込みを当社が不正であると判断した場合は、契約者回線などの設置場所の調査前であっても、契約事務手数料を適用します。</p>
(2) 品目変更などに係る料金の適用	<p>ア I P電話サービス契約者からの請求により、そのI P電話サービス契約の品目などの変更を行う場合に変更事務手数料を適用します。</p>
(3) 番号ポータビリティの適用に係る料金の適用	<p>ア I P電話サービス契約の申し込みにあたって、第60条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社のI P電話サービスの提供を受ける場合に電話番号割当手数料を適用します。</p>
(4) 電話番号変更に係る料金の適用	<p>ア 第14条（請求による電話番号の変更）の規定により、電話番号を変更する場合に、電話番号変更手数料を適用します。</p>
(5) 削除	
(6) 協定事業者が発行する電話帳への掲載に係る料金の適用	<p>ア I P電話サービス契約者の申し込みにより、協定事業者（西日本電信電話株式会社とします。）が発行する電話帳への掲載を行う場合に、電話帳掲載手数料を適用します。</p> <p>イ I P電話サービス契約者は、掲載を請求する協定事業者が発行する電話帳の区分（職能別電話帳または地域別電話帳とします。）を当社に通知するものとします。</p> <p>ウ 当社は、I P電話番号の電話帳への掲載の申し込みを受け付けません。</p>
(7) 登録証・契約内容証明書の再発行に係る料金の適用	<p>ア I P電話サービス契約者の申し込みにより、当社が通知するID、パスワードなどを記載した登録証の再発行を行う場合、または契約内容証明書を再発行する場合に、登録証・契約内容証明書再発行手数料を適用します。</p>
(8) 利用権の譲渡承認に係る料金の適用	<p>ア I P電話サービス契約に係る利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに契約譲渡手数料を適用します。</p>
(9) 削除	
(10) 支払証明書の発行に係る料金の適用	<p>ア I P電話サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったI P電話サービスの料金、工事に関する費用または割増金などの料金以外の債務をいいます。）がすでに当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）の発行の請求をし、その承諾を受けたときに支払証明書発行手数料を適用します。</p>
(11) 契約解除の回復に係る料金の適用	<p>ア 第20条の適用により、解除となったI P電話サービス契約者からの請求により、そのI P電話サービスを継続して利用する場合に解除回復</p>

	事務手数料を適用します。
(12) 事務手数料の適用除外または減額適用など	<p>ア 当社は、2（事務手数料の額）の規定にかかわらず、事務処理の態様などを勘案して、手続きに関する料金の適用を除外し、またはその額を減額して適用することがあります。</p> <p>イ IP電話サービス契約の申し込みと同時に、当社の光ファイバーアクセスサービス契約（データモードの区分がプラン1またはプラン5に係るものに限ります。）の申し込みを行い、その両方の申し込みの承諾を受けたときは、契約事務手数料の額を2（事務手数料の額）(ア)（契約事務手数料）の規定する額に0円を適用します。</p>

2 事務手数料の額

種 別	区 分	単 位	料金額
(ア) 契約事務手数料	—	1 契約ごとに	3,000 円 (税込額 3,240 円)
(イ) 変更事務手数料	—	1 契約ごとに	3,000 円 (税込額 3,240 円)
(ウ) 電話番号割当手数料	—	1 番号ごとに	2,000 円 (税込額 2,160 円)
(エ) 電話番号変更手数料	—	1 申込ごとに	2,000 円 (税込額 2,160 円)
(オ) 削除			
(カ) 電話帳掲載手数料	職能別電話帳	1 の普通掲載ごとに	2,000 円 (税込額 2,160 円)
	地域別電話帳	1 の普通掲載ごとに	0 円
	—	1 の重複掲載ごとに	2,000 円 (税込額 2,160 円)
(キ) 登録証・契約内容証明書再発行手数料	—	1 の送付ごとに	258 円 (税込額 278 円)
(ク) 契約譲渡手数料	—	1 申込ごとに	3,000 円 (税込額 3,240 円)
(ケ) 削除			
(コ) 支払証明書発行手数料	—	支払証明書 1 枚ごとに	300 円 (税込額 324 円)
(サ) 解除回復事務手数料	—	1 契約ごとに	3,000 円 (税込額 3,240 円)

(注) (1)の支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代および郵送料（実費）が必要な場合があります。

第4表 附帯サービスに関する料金

第1 通話料金明細内訳書の送付手数料

区 分	料金額（月額）
通話料金明細内訳書の送付手数料	200 円（税込額 216 円）
備考 上記の手数料には郵送料（実費）を含みます。	

第5表 端末設備の滅失・毀損に関する費用

第1 修復・補填費用

区分		利用年数	料金額
電話アダプター	プラン1に係るもの	1年目	5,144円(税込額 5,555円)
		2年目	4,001円(税込額 4,321円)
		3年目	2,858円(税込額 3,086円)
		4年目	1,715円(税込額 1,852円)
		5年目	572円(税込額 617円)
	プラン2に係るもの	1年目	5,486円(税込額 5,924円)
		2年目	4,267円(税込額 4,608円)
		3年目	3,048円(税込額 3,291円)
		4年目	1,829円(税込額 1,975円)
		5年目	610円(税込額 658円)
備考			
<p>1 本表に規定する利用年数は、当該端末設備の提供を開始した日（当社が工事により端末設備の設置を行った場合はその設置日とし、また、当社が発送により端末設備の引き渡しを行った場合は、当社が端末設備を発送した日の10日後の日とします。）の属する暦月から起算します。</p> <p>2 e o光多機能ルーターの提供を受けている場合の費用については、当社が別に定めるe o光多機能ルーターレンタル規約において定めます。</p>			

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 6 月 1 日から実施します。
- 2 平成 19 年 6 月 1 日から平成 19 年 8 月 31 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 19 年 10 月 31 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。
 - (1) 当社が別に定める電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する電気通信役務利用放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) 当該電気通信役務利用放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合（注）当社が別に定める電気通信役務利用放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 9 月 1 日から実施します。
- 2 平成 19 年 6 月 1 日改正規定の附則中「平成 19 年 8 月 31 日まで」を「平成 19 年 9 月 30 日まで」に、「平成 19 年 10 月 31 日まで」を「平成 19 年 11 月 30 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。
- 2 平成 19 年 9 月 1 日改正規定の附則中「平成 19 年 9 月 30 日まで」を「平成 20 年 2 月 29 日まで」に、「平成 19 年 11 月 30 日まで」を「平成 20 年 4 月 30 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 11 月 28 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 12 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。
- 2 平成 19 年 10 月 1 日改正規定の附則中「平成 20 年 2 月 29 日まで」を「平成 20 年 6 月 1 日まで」に、「平成 20 年 4 月 30 日まで」を「平成 20 年 8 月 1 日まで」に改めます。
- 3 平成 20 年 3 月 1 日から平成 20 年 6 月 1 日までの間に、I P 電話サービス契約者が住所を移転した場

合は、その移転に伴う事務手数料について、料金表第3表（事務手数料）2（料金額）の(オ)および(ケ)に規定する額にかかわらず、それぞれの料金の額については適用しません。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年4月16日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年6月2日から実施します。
- 2 平成20年3月1日改正規定の附則の2中「平成20年6月1日まで」を「平成20年6月30日まで」に、「平成20年8月1日まで」を「平成20年8月31日まで」に改めます。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。
- 2 平成20年6月2日改正規定の附則中「平成20年6月30日まで」を「平成20年10月31日まで」に、「平成20年8月31日まで」を「平成20年12月31日まで」に改めます。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年11月1日から実施します。
- 2 平成20年7月1日改正規定の附則中「平成20年10月31日まで」を「平成21年2月1日まで」に、「平成20年12月31日まで」を「平成21年4月1日まで」に改めます。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月7日から実施します。
- 2 平成21年1月7日から平成21年5月31日までの間に、IP電話サービス契約者が住所を移転した場合、または当社が指定する電気通信事業者のIP電話サービスの契約者から移転に伴って当社のIP電話サービスの契約申込があり、当社がその申し込みを承諾した場合は、その移転に伴う事務手数料について、料金表第3表（事務手数料）2（料金額）の(ア)、(オ)および(ケ)に規定する額にかかわらず、それぞれの料金の額については適用しません。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 2 日から実施します。
- 2 平成 20 年 11 月 1 日改定規定の附則中「平成 21 年 2 月 1 日まで」を「平成 21 年 3 月 1 日まで」に、「平成 21 年 4 月 1 日まで」を「平成 21 年 5 月 1 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 3 月 2 日から実施します。
- 2 平成 21 年 2 月 2 日改正規定の附則中「平成 21 年 3 月 1 日まで」を「平成 21 年 3 月 31 日まで」に、「平成 21 年 5 月 1 日まで」を「平成 21 年 9 月 30 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。
- 2 平成 21 年 3 月 2 日改正規定の附則中「平成 21 年 3 月 31 日まで」を「平成 21 年 5 月 17 日まで」に、「平成 21 年 9 月 30 日まで」を「平成 21 年 11 月 17 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 5 月 18 日から実施します。
- 2 平成 21 年 4 月 1 日改正規定の附則中「平成 21 年 5 月 17 日まで」を「平成 21 年 8 月 2 日まで」に、「平成 21 年 11 月 17 日まで」を「平成 22 年 2 月 2 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 6 月 1 日から実施します。
- 2 平成 21 年 1 月 7 日改正規定の附則中「平成 21 年 5 月 31 日まで」を「平成 21 年 8 月 2 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 8 月 3 日から実施します。
- 2 平成 21 年 5 月 18 日改正規定の附則中「平成 21 年 8 月 2 日まで」を「平成 21 年 9 月 30 日まで」に、「平成 22 年 2 月 2 日まで」を「平成 22 年 3 月 31 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。
- 2 平成 21 年 8 月 3 日改正規定の附則中「平成 21 年 9 月 30 日まで」を「平成 21 年 11 月 30 日まで」に、「平成 22 年 3 月 31 日まで」を「平成 22 年 5 月 31 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 12 月 1 日から実施します。
- 2 平成 21 年 10 月 1 日改正規定の附則中「平成 21 年 11 月 30 日まで」を「平成 22 年 2 月 28 日まで」

に、「平成 22 年 5 月 31 日まで」を「平成 22 年 8 月 31 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 3 月 1 日から実施します。
- 2 平成 21 年 12 月 1 日改正規定の附則中「平成 22 年 2 月 28 日まで」を「平成 22 年 5 月 31 日まで」に、「平成 22 年 8 月 31 日まで」を「平成 22 年 11 月 30 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。
- 2 平成 22 年 3 月 1 日改正規定の附則中「平成 22 年 5 月 31 日まで」を「平成 22 年 6 月 30 日まで」に、「平成 22 年 11 月 30 日まで」を「平成 22 年 12 月 31 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。
- 2 平成 22 年 6 月 1 日改正規定の附則中「平成 22 年 6 月 30 日まで」を「平成 22 年 9 月 30 日まで」に、「平成 22 年 12 月 31 日まで」を「平成 23 年 3 月 31 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。
- 2 平成 22 年 7 月 1 日改正規定の附則中「平成 22 年 9 月 30 日まで」を「平成 22 年 11 月 30 日まで」に、「平成 23 年 3 月 31 日まで」を「平成 23 年 5 月 31 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。
- 2 平成 22 年 10 月 1 日改正規定の附則中「平成 22 年 11 月 30 日まで」を「平成 23 年 2 月 28 日まで」に、「平成 23 年 5 月 31 日まで」を「平成 23 年 8 月 31 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から実施します。
- 2 平成 22 年 12 月 1 日改正規定の附則中「平成 22 年 2 月 28 日まで」を「平成 23 年 5 月 10 日まで」

に、「平成 23 年 8 月 31 日まで」を「平成 23 年 11 月 30 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 5 月 11 日から実施します。
- 2 平成 23 年 3 月 1 日改正規定の附則中「平成 23 年 5 月 10 日まで」を「平成 23 年 7 月 31 日まで」に、「平成 23 年 11 月 30 日まで」を「平成 24 年 1 月 31 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。
- 2 平成 19 年 6 月 1 日改正規定の附則中「電気通信役務利用放送事業者」を「一般放送事業者」に、「電気通信役務利用放送法第 2 条」を「放送法第 2 条」に、「電気通信役務利用放送」を「一般放送」に改めます。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。
- 2 平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 24 年 4 月 30 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。
(1) 当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合
(2) 当該一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合
（注）当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。
- 3 平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までの間に、当社の光ファイバーアクセスサービス契約者（平成 17 年 7 月 31 日までにプラン 1 を利用している者に限ります。）から I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 24 年 3 月 31 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）(ア)および(ウ)に規定する額に代えて 0 円を適用します。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 23 年 11 月 1 日から実施します。
- 2 平成 23 年 8 月 1 日改正規定の附則 2 中「平成 23 年 10 月 31 日まで」を「平成 24 年 1 月 31 日まで」に、「平成 24 年 4 月 30 日まで」を「平成 24 年 7 月 31 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 24 年 2 月 1 日から実施します。
- 2 平成 23 年 11 月 1 日改正規定の附則中「平成 24 年 1 月 31 日まで」を「平成 24 年 4 月 1 日まで」に、「平成 24 年 7 月 31 日まで」を「平成 24 年 9 月 30 日まで」に改めます。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 24 年 4 月 2 日から実施します。
- 2 平成 24 年 2 月 1 日改正規定の附則中「平成 24 年 4 月 1 日まで」を「平成 24 年 5 月 31 日まで」に、「平成 24 年 9 月 30 日まで」を「平成 24 年 11 月 30 日まで」に改めます。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。
- 2 平成 24 年 4 月 2 日改正規定の附則中「平成 24 年 5 月 31 日まで」を「平成 24 年 8 月 31 日まで」に、「平成 24 年 11 月 30 日まで」を「平成 25 年 2 月 28 日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年8月24日から実施します。
- 2 平成 24 年 8 月 24 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間に当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当該一般放送事業者が別に提供する一般放送の受信契約の申し込みと同時に I P 電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 25 年 3 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。また、I P 電話サービス契約の申し込みにあたって、第 60 条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社の I P 電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する電話番号割当手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 24 年 9 月 1 日から実施します。
- 2 平成 24 年 6 月 1 日改正規定の附則中「平成 24 年 8 月 31 日まで」を「平成 24 年 10 月 31 日まで」に、「平成 25 年 2 月 28 日まで」を「平成 25 年 4 月 30 日まで」に改めます。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。
- 2 平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に I P 電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 25 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。また、I P 電話サービス契約の申し込みにあたって、第 60 条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社の I P 電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する電話番号割当手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 3 平成 24 年 10 月 1 日から平成 23 年 8 月 1 日改正規定の附則 2 中の条件について、次のとおり改めま

す。

(1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者がI P電話サービスの契約申込を行う場合

(2) (1)に規定する一般放送の受信契約とI P電話サービスの契約申込を同時に行う場合

（注）当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

4 この改正規定実施の前に、旧約款に基づき支払い、支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償などの取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。

2 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間に、次の条件を満たすI P電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成25年7月31日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて0円を適用します。

(1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者がI P電話サービスの契約申込を行う場合

(2) (1)に規定する一般放送の受信契約とI P電話サービスの契約申込を同時に行う場合

（注）当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

附 則

1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

2 平成24年11月1日改正規定の附則中「平成25年1月31日まで」を「平成25年3月31日まで」に、「平成25年7月31日まで」を「平成25年9月30日まで」に改めます。

附 則

1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

2 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、次の条件を満たすI P電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成25年12月31日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて0円を適用します。

(1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者がI P電話サービスの契約申込を行う場合

(2) (1)に規定する一般放送の受信契約とI P電話サービスの契約申込を同時に行う場合

（注）当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

3 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）の申し込みと同時にI P電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年12月31日までに当社がそのI P電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第3表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する契約事務手数料に規定する額に

代えて0円を適用します。また、I P電話サービス契約の申し込みにあたって、第60条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社のI P電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第3表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する電話番号割当手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

附 則

- 1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。
- 2 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に、次の条件を満たすI P電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成26年2月28日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて0円を適用します。
 - (1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者がI P電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) (1)に規定する一般放送の受信契約とI P電話サービスの契約申込を同時に行う場合
（注）当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。
- 3 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）の申し込みと同時にI P電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年2月28日までに当社がそのI P電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第3表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。また、I P電話サービス契約の申し込みにあたって、第60条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社のI P電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第3表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する電話番号割当手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

- 1 この改正規定は、平成25年9月2日から実施します。
- 2 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に、次の条件を満たすI P電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成26年5月31日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて0円を適用します。
 - (1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者がI P電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) (1)に規定する一般放送の受信契約とI P電話サービスの契約申込を同時に行う場合
（注）当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。
- 3 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）の申し込みと同時にI P電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込み

を承諾した場合であって、平成 26 年 5 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。また、I P 電話サービス契約の申し込みにあたって、第 60 条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社の I P 電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する電話番号割当手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 2 日から実施します。
- 2 平成 25 年 12 月 2 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 26 年 7 月 31 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。
 - (1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) (1)に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合（注）当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。
- 3 平成 25 年 12 月 2 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に I P 電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 26 年 7 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。また、I P 電話サービス契約の申し込みにあたって、第 60 条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社の I P 電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する電話番号割当手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 4 平成 25 年 12 月 2 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 26 年 7 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 5 平成 25 年 12 月 2 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 26 年 7 月 31 日までに当社が I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦

月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1(月額基本料金)に規定する額に代えて0円を適用します。

6 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に、当社が別に定めるe o光電話サービス会員から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでのI P電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年7月31日までに当社がそのI P電話サービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)、当該I P電話サービスの料金については、附則4の規定を準用するものとします。

7 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に、当社が別に定めるe o光電話サービス会員から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年7月31日までに当社がそのI P電話サービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該I P電話サービスの料金については、附則5の規定を準用するものとします。

(注1) この附則4、附則5において、I P電話サービス契約約款に規定する第31条(利用停止)の適用を受けている場合、この附則6、附則7においては、e o光電話サービス利用規約に規定する第28条(利用停止)の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則4、附則5において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則6、附則7においては、当該e o光電話サービスの提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでのI P電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

2 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に、次の条件を満たすI P電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成26年9月30日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第2表(工事に関する費用)2(工事費の額)(1)に規定する額に代えて0円を適用します。

(1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約(当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。)または当社が別に定める一般放送事業者(放送法第2条に規定する者をいいます。)が提供する一般放送の受信契約を締結している者がI P電話サービスの契約申込を行う場合

(2) (1)に規定する一般放送の受信契約とI P電話サービスの契約申込を同時に行う場合

(注) 当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

3 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約(当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。)の申し込みと同時にI P電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年9月30日までに当社がそのI P電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第3表(事務手数料)2(事務手数料の額)に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。また、I P電話サービス契約の申し込みにあたって、第60条(番号ポータビリティ)の規定により、電話番号を変更することなく当社のI P電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第3表(事務手数料)2(事務手数料の額)に規定する電話番号割当手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

4 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に、I P電話サービス契約者から、当社が別に

定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 26 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。

5 平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 26 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。

6 平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 26 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 4 の規定を準用するものとします。

7 平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 26 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 5 の規定を準用するものとします。

(注 1) この附則 4、附則 5 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 6、附則 7 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注 2) この附則 4、附則 5 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 6、附則 7 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

2 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 26 年 12 月 31 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。

(1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合

(2) (1)に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合

(注) 当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

- 3 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に I P 電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 26 年 12 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。また、I P 電話サービス契約の申し込みにあたって、第 60 条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社の I P 電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する電話番号割当手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 4 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 26 年 12 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 5 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 26 年 12 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 6 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 26 年 12 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 4 の規定を準用するものとします。
- 7 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 26 年 12 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 5 の規定を準用するものとします。

(注 1) この附則 4、附則 5 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 6、附則 7 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注 2) この附則 4、附則 5 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 6、附則 7 においては、当

該e o光電話サービスの提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでのI P電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

- 1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。
- 2 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、次の条件を満たすI P電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成27年2月28日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて0円を適用します。
 - (1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者がI P電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) (1)に規定する一般放送の受信契約とI P電話サービスの契約申込を同時に行う場合（注）当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。
- 3 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）の申し込みと同時にI P電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年2月28日までに当社がそのI P電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第3表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。また、I P電話サービス契約の申し込みにあたって、第60条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社のI P電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第3表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する電話番号割当手数料に規定する額に代えて0円を適用します。
- 4 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、I P電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年2月28日までに当社がそのI P電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後のI P電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1（月額基本料金）に規定する額に代えて0円を適用します。
- 5 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、I P電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年2月28日までに当社がそのI P電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後のI P電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1（月額基本料金）に規定する額に代えて0円を適用します。
- 6 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、当社が別に定めるe o光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでのI P電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年2月28日までに当社がそのI P電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当該I P電話サービスの料金については、附則4の規定を準用するものとします。

7 平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 27 年 2 月 28 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 5 の規定を準用するものとします。

（注 1）この附則 4、附則 5 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 6、附則 7 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注 2）この附則 4、附則 5 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 6、附則 7 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

8 平成 26 年 6 月 30 日までに当社が別に定める e o 光多機能ルーターレンタル規約に基づき、e o 光多機能ルーターのレンタル契約を締結しており、かつ当社が第 1 表（料金）2（料金額）2-2（付加機能利用料）に規定する割込電話機能の提供を開始している場合は、平成 26 年 7 月 1 日をもって当該付加機能に代えて複数通話機能の利用契約を適用します。

9 平成 26 年 6 月 30 日までに、第 1 表（料金）1（適用）に規定する複数付加機能利用割引料金の条件を満たしている場合は、この改正規定の実施日が属する暦月より、複数付加機能利用割引料金の適用を開始します。

附 則

1 この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。

2 平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 27 年 5 月 31 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。

(1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合

(2) (1)に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合

（注）当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

3 平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に I P 電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 27 年 3 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。また、I P 電話サービス契約の申し込みにあたって、第 60 条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社の I P 電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する電話番号割当手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。

4 平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建

物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 27 年 5 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。

5 平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 27 年 5 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。

6 平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 27 年 5 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 4 の規定を準用するものとします。

7 平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 27 年 5 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 5 の規定を準用するものとします。

（注 1）この附則 4、附則 5 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 6、附則 7 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注 2）この附則 4、附則 5 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 6、附則 7 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

1 この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

2 平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に I P 電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 27 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。また、I P 電話サービス契約の申し込みにあたって、第 60 条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社の I P 電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する電話番号割当手数料に規定する額に

代えて0円を適用します。

附 則

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
- 2 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、次の条件を満たすIP電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成27年8月31日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて0円を適用します。
 - (1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者がIP電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) (1)に規定する一般放送の受信契約とIP電話サービスの契約申込を同時に行う場合（注）当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。
- 3 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、IP電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年8月31日までに当社がそのIP電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後のIP電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1（月額基本料金）に規定する額に代えて0円を適用します。
- 4 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、IP電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年8月31日までに当社がそのIP電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後のIP電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1（月額基本料金）に規定する額に代えて0円を適用します。
- 5 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、当社が別に定めるe o光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでのIP電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年8月31日までに当社がそのIP電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当該IP電話サービスの料金については、附則3の規定を準用するものとします。
- 6 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、当社が別に定めるe o光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年8月31日までに当社がそのIP電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該IP電話サービスの料金については、附則4の規定を準用するものとします。

（注1）この附則3、附則4において、IP電話サービス契約約款に規定する第31条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則5、附則6においては、e o光電話サービス利用規約に規定する第28条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注 2) この附則 3、附則 4 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 5、附則 6 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。
- 2 平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて当社が別に提供する一般放送の受信契約の申し込みと同時に I P 電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 28 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 2 日から実施します。
- 2 平成 27 年 2 月 2 日から平成 27 年 3 月 29 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 27 年 9 月 30 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。
 - (1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) (1)に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合

(注) 当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。
- 3 平成 27 年 2 月 2 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 27 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 4 平成 27 年 2 月 2 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 27 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 5 平成 27 年 2 月 2 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾し

た場合であって、平成 27 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 3 の規定を準用するものとします。

- 6 平成 27 年 2 月 2 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 27 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 4 の規定を準用するものとします。

（注 1）この附則 3、附則 4 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 5、附則 6 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注 2）この附則 3、附則 4 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 5、附則 6 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

- 7 平成 27 年 2 月 2 日時点で当社が別に定める光ファイバーアクセスサービス契約約款に基づき提供する光ファイバーアクセスサービスのボイスモードの利用契約を締結している者から、平成 27 年 2 月 2 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間に、I P 電話サービスの契約申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 28 年 7 月 31 日までにその I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）（ア）に規定する額に代えて 0 円を適用します。また、I P 電話サービス契約の申し込みにあたって、第 60 条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社の I P 電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）（ウ）に規定する額に代えて 0 円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 30 日から実施します。
 - 2 平成 27 年 3 月 30 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 27 年 11 月 30 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）（1）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
 - （1）当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合
 - （2）（1）に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合
- （注）当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物

などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 27 年 11 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。

3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 27 年 11 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。

4 平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 27 年 11 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 2 の規定を準用するものとします。

5 平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 27 年 11 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 3 の規定を準用するものとします。

（注 1）この附則 2、附則 3 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 4、附則 5 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注 2）この附則 2、附則 3 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 4、附則 5 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

6 平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に I P 電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 28 年 3 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。また、I P 電話サービス契約の申し込みにあたって、第 60 条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社の I P 電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第 3 表（事務手数料）2（事務手数料の額）に規定する電話番号割当手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。
- 2 平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 28 年 1 月 31 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。
 - (1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) (1)に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合(注) 当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。
- 3 平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 1 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 4 平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 1 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 5 平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 28 年 1 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 3 の規定を準用するものとします。
- 6 平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 1 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 4 の規定を準用するものとします。
 - (注 1) この附則 3、附則 4 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 5、附則 6 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。
 - (注 2) この附則 3、附則 4 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 5、附則 6 においては、当

該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。
- 2 平成 27 年 8 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 28 年 3 月 31 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。
 - (1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) (1)に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合
- (注) 当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。
- 3 平成 27 年 8 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 3 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 4 平成 27 年 8 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 3 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 5 平成 27 年 8 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 28 年 3 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 3 の規定を準用するものとします。
- 6 平成 27 年 8 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 3 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 4 の規定を準用するものとします。

(注 1) この附則 3、附則 4 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用

を受けている場合、この附則 5、附則 6 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注 2）この附則 3、附則 4 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 5、附則 6 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 10 月 1 日から実施します。
- 2 平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 28 年 5 月 31 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。
 - (1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) (1)に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合
- （注）当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。
- 3 平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 5 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 4 平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 5 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 5 平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 28 年 5 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 3 の規定を準用するものとします。
- 6 平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 5 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回

線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該IP電話サービスの料金については、附則4の規定を準用するものとします。

(注1) この附則3、附則4において、IP電話サービス契約約款に規定する第31条(利用停止)の適用を受けている場合、この附則5、附則6においては、e o光電話サービス利用規約に規定する第28条(利用停止)の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則3、附則4において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則5、附則6においては、当該e o光電話サービスの提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでのIP電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

7 平成27年10月1日から平成28年3月31日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に定める方法および条件に基づき当社が別に提供する一般放送の受信契約(当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。)の申し込みと同時にIP電話サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年9月30日までに当社がそのIP電話サービスの提供を開始した場合は、料金表第3表(事務手数料)2(事務手数料の額)に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。また、IP電話サービス契約の申し込みにあたって、第60条(番号ポータビリティ)の規定により、電話番号を変更することなく当社のIP電話サービスの提供を受ける場合は、料金表第3表(事務手数料)2(事務手数料の額)に規定する電話番号割当手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。
- 2 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に、次の条件を満たすIP電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成28年7月31日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第2表(工事に関する費用)2(工事費の額)(1)に規定する額に代えて0円を適用します。
 - (1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約(当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。)または当社が別に定める一般放送事業者(放送法第2条に規定する者をいいます。)が提供する一般放送の受信契約を締結している者がIP電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) (1)に規定する一般放送の受信契約とIP電話サービスの契約申込を同時に行う場合

(注) 当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

- 3 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に、IP電話サービス契約者から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年7月31日までに当社がそのIP電話サービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)、その移転後のIP電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1(月額基本料金)に規定する額に代えて0円を適用します。
- 4 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に、IP電話サービス契約者から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年7月31日までに当社がそのIP電話サービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る

工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後のI P電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1(月額基本料金)に規定する額に代えて0円を適用します。

5 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に、当社が別に定めるe o光電話サービス会員から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでのI P電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年7月31日までに当社がそのI P電話サービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)、当該I P電話サービスの料金については、附則3の規定を準用するものとします。

6 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に、当社が別に定めるe o光電話サービス会員から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年7月31日までに当社がそのI P電話サービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該I P電話サービスの料金については、附則4の規定を準用するものとします。

(注1) この附則3、附則4において、I P電話サービス契約約款に規定する第31条(利用停止)の適用を受けている場合、この附則5、附則6においては、e o光電話サービス利用規約に規定する第28条(利用停止)の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則3、附則4において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則5、附則6においては、当該e o光電話サービスの提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでのI P電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。

2 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に、次の条件を満たすI P電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成28年9月30日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第2表(工事に関する費用)2(工事費の額)(1)に規定する額に代えて0円を適用します。

(1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約(当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。)または当社が別に定める一般放送事業者(放送法第2条に規定する者をいいます。)が提供する一般放送の受信契約を締結している者がI P電話サービスの契約申込を行う場合

(2) (1)に規定する一般放送の受信契約とI P電話サービスの契約申込を同時に行う場合

(注) 当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

3 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に、I P電話サービス契約者から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年9月30日までに当社がそのI P電話サービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)、その移転後のI P電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1(月額基本料金)に規定する額に代えて0円を適用します。

4 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に、I P電話サービス契約者から、当社が別に

定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。

5 平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 28 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 3 の規定を準用するものとします。

6 平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 4 の規定を準用するものとします。

（注 1）この附則 3、附則 4 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 5、附則 6 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注 2）この附則 3、附則 4 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 5、附則 6 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 28 年 12 月 31 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。

(1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合

(2) (1)に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合

（注）当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

3 平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 12 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事

の承諾を受領した場合も含まれます。)、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表 (料金) 2 (料金額) 2 - 1 (月額基本料金) に規定する額に代えて 0 円を適用します。

4 平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法 (オンラインサインアップに限る) 並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 12 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合 (契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。) で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表 (料金) 2 (料金額) 2 - 1 (月額基本料金) に規定する額に代えて 0 円を適用します。

5 平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法 (オンラインサインアップに限る) 並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 28 年 12 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合 (契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 3 の規定を準用するものとします。

6 平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法 (オンラインサインアップに限る) 並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 28 年 12 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合 (契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。) で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 4 の規定を準用するものとします。

(注 1) この附則 3、附則 4 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条 (利用停止) の適用を受けている場合、この附則 5、附則 6 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条 (利用停止) の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注 2) この附則 3、附則 4 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 5、附則 6 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

2 平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 29 年 3 月 31 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表 (工事に関する費用) 2 (工事費の額) (1) に規定する額に代えて 0 円を適用します。

(1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約 (当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。) または当社が別に定める一般放送事業者 (放送法第 2 条に規定する者をいいます。) が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合

(2) (1) に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合

(注) 当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

- 3 平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 3 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 4 平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 3 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 5 平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 29 年 3 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 3 の規定を準用するものとします。
- 6 平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 3 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 4 の規定を準用するものとします。
- (注 1) この附則 3、附則 4 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 5、附則 6 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。
- (注 2) この附則 3、附則 4 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 5、附則 6 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。
- 2 平成 28 年 10 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの

契約申し込みがあった場合であって、平成 29 年 5 月 31 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。

(1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合

(2) (1)に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合

(注) 当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

3 平成 28 年 10 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 5 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。

4 平成 28 年 10 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 5 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。

5 平成 28 年 10 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 29 年 5 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 3 の規定を準用するものとします。

6 平成 28 年 10 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 5 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 4 の規定を準用するものとします。

(注 1) この附則 3、附則 4 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 5、附則 6 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注 2) この附則 3、附則 4 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 5、附則 6 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。
- 2 平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 29 年 7 月 31 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。
 - (1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) (1)に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合
- (注) 当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。
- 3 平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 7 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 4 平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 7 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 5 平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 29 年 7 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 3 の規定を準用するものとします。
- 6 平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 7 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 4 の規定を準用するものとします。
 - (注 1) この附則 3、附則 4 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 5、附則 6 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。
 - (注 2) この附則 3、附則 4 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以

内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 5、附則 6 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

7 本改正規定の実施日において、eoID を保有する I P 電話サービス契約者については、同日をもって eoID 利用規約を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。
- 2 平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 29 年 9 月 30 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用） 2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。
 - (1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) (1)に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合

(注) 当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。
- 3 平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金） 2（料金額） 2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 4 平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金） 2（料金額） 2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 5 平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 29 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 3 の規定を準用するものとします。
- 6 平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員

から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 9 月 30 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 4 の規定を準用するものとします。

(注 1) この附則 3、附則 4 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 5、附則 6 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注 2) この附則 3、附則 4 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 5、附則 6 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間に、次の条件を満たす I P 電話サービスの契約申し込みがあった場合であって、平成 29 年 12 月 31 日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合には、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。
 - (1) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）または当社が別に定める一般放送事業者（放送法第 2 条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約を締結している者が I P 電話サービスの契約申込を行う場合
 - (2) (1)に規定する一般放送の受信契約と I P 電話サービスの契約申込を同時に行う場合
- (注) 当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 12 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 2 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 4 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間に、I P 電話サービス契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 12 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、その移転後の I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から 3 カ月目までについては、料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1（月額基本料金）に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 5 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾し

た場合であって、平成 29 年 12 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 3 の規定を準用するものとします。

6 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間に、当社が別に定める e o 光電話サービス会員から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 12 月 31 日までに当社がその I P 電話サービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが 2 カ月以上の場合、当該 I P 電話サービスの料金については、附則 4 の規定を準用するものとします。

（注 1）この附則 3、附則 4 において、I P 電話サービス契約約款に規定する第 31 条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 5、附則 6 においては、e o 光電話サービス利用規約に規定する第 28 条（利用停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注 2）この附則 3、附則 4 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6 カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 5、附則 6 においては、当該 e o 光電話サービスの提供を開始した日から 6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの I P 電話サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。